

平成19年 9 月21日  
山口県報号外別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>1 人件費関係</b></p> <p>(1) 教職員人件費について</p> <p>ア 本庁で認定される人件費                      今日の経済社会における産業教育の在り方を見直し産業教育手当そのものの支給の必要性並びに支給水準及び支給方法の妥当性を検討する必要があると考える。【意見】</p> <p>イ 実績に基づいて計算・入力される人件費</p> <p>(ア) 漁ろう手当について</p> <p>a 用船料に基づいた漁ろう手当の支給は早急に改善が必要である。【指摘】</p> <p>b 漁ろう手当の支給根拠となる漁ろう作業に対する職務の危険性及び困難性等勤務状況に対する配慮は、海事職給料表及び給料の調整額に織り込まれていると考えられるので、漁ろう手当を別に支給する理由はなく、見直しの検討が必要である。                      【意見】</p> <p>(イ) 時間外勤務手当について</p> <p>a 監査対象とした多くの高校で、時間外勤務命令簿に、「人事関係用務」、「文書整理」、「会計用務」、「歳出用務」、「歳入用務」、「献立作成」といった簡略的な従事業務内容を記載しているケースが多く、どのような業務で時間外勤務命令が出されたのか明確に記載する必要がある。【意見】</p> <p>b 水産高校の技術職員と船舶員については、カツオ生態調査という理由で、三つの班の全員18名に毎月2日、3時間ずつ時間外勤務が生じている。時間外勤務</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課)                      関係法の改正や人事委員会の報告の内容を踏まえ、支給の必要性や支給水準等の検討を行った結果、平成19年度から手当の支給割合を100分の10から100分の5に変更した。</p> <p>(主務課 教育庁教職員課)                      平成18年度から漁獲物売上金額や用船料をもとにした算定方法を改め、日額単価による算定とした。                      今後も、他県状況等を考慮しながら、支給の在り方等について引き続き検討を行う。</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)                      時間外命令の従事業務内容を明確に記載するよう各校へ通知し、徹底を図った。</p> <p>稚魚の生態（選別、大きさ、量等）を調査する業務は、網に入る検体の量により作業時間が異なり、事前の勤務割が難しく時間外勤務が生じることがあるが、業務の見直しや意識改革により時間外勤</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>が計画的に出ており、当初から勤務体制に組み込まれていたと見受けられる。カツオ生態調査というのは、そもそも遠洋航海の重要な業務であり、正規の時間外で対応すべきものではなく、割増額を支給する時間外勤務が合理的理由に基づいて行われているとは思えない。【意見】</p>	<p>務縮減に努めるようにし、乗組員の勤務状況や業務内容を把握するための業務日誌を作成し、改善に努めた。</p>	
<p>(ウ) 教育業務連絡指導手当（主任手当） 教育業務連絡指導手当（主任手当）は主任の立場を伴う出張であることが検証できるような特殊勤務実績簿の記載が必要である。なお、業務実績の把握が困難であれば定額支給とすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>（主務課 教育庁教職員課）  出張等の場合における業務実績の把握をより適切に行うための具体的な方策について検討を進める。 なお、特殊勤務手当は、対象業務に従事した実績に基づき支給されるものであり、年休等の日は支給対象とならないため、（月単位の）定額支給ではなく、日単位の支給としている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ システム上自動計算され会計に反映される人件費 (ア) 教職調整額について 教職調整額については、教職調整額としてではなく、時間外手当として支給する必要があると考える。【意見】</p>	<p>（主務課 教育庁教職員課）  教職調整額の支給等については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定されているところであり、国における支給の在り方等に係る検討の動向を注視していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 定時制通信教育手当について 定時制及び通信制教育に従事する校長・教頭や教諭に対してのみこの手当が支給されている。また、一律に給料月額8%ないし10%という水準で支給されている。定時制通信教育そのものの支給の必要性、並びに支給水準及び支給方法の妥当性を検討する必要があると考える。【意見】</p>	<p>今後の定時制・通信制課程における職務の困難性、人材確保の必要性、さらには、本県の定時制・通信制課程の方向性などを踏まえ、引き続き総合的に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 人事給与システム</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課）</p>	
<p>(ア) 人事給与システムのログファイルを何年間ディスク上に保管するかについての定めがない。【指摘】</p>	<p>平成20年度から人事給与システムの保守管理業務の委託契約書に、ログファイルを磁気ディスク上に1ヶ月間、また、磁気テープに1年間保管する旨を明文化する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 人事給与システムのログをモニタリングするようにはなっていない。【指摘】</p>	<p>平成22年度に共用端末機から汎用パソコンに移行する中で、適切なログのモニタリングを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 人事給与システムのパスワードの設定が部署単位であり、アクセスログをレビューしてもアクセス権限のある者のうち誰がアクセス</p>	<p>平成23年度に共用端末機から汎用パソコンに移行する中で、適切なパスワード設定を検討する。</p>	<p>改善途中</p>

<p>したかは分からないので、パスワードは個人別に設定する必要がある。【指摘】</p> <p>オ 教職員給与の現金支給 強制はできないまでも、給与の現金渡しから口座振込みへの完全導入に向け、職員の理解を求める取り組みが必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 県立学校事務長会議等で、繰り返し全額口座振込の理解と実施の協力を求め、平成18年11月からは県立学校を含め、教育委員会の全所属に全額口座振込の実施状況について通知をし、教育委員会全体で全額口座振込の完全導入を目指している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 人事管理 (7) 出勤管理 1 週間の勤務時間56時間を超えて勤務した時間を割振りした週休日について明確な割振りがなされておらず、適正な管理がなされていない状況にある。今後は、勤務時間の割振りを適正に行うとともに、出勤簿を適切に整理する必要がある。(水産高校)【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課) 該当校校長が、週休日の明確な割振りを行い、それを職員に示し、それに従って出勤簿も適切に整理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 自己研修 a 自己研修の報告書の記載について、研修内容、研修成果が具体的に記載されていないので、研修内容については真に教員の資質向上に資するものであるか、また、県民からみても研修としてふさわしい内容・意義を有するものであるか、確認できるように具体的に記載する必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課) 自己研修の報告については、具体的な内容が分かる記載となるように指導の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 通常の業務として行うべき内容のものが自己研修として申請され、承認されており、勤務時間内に職場を離れて自己研修したことの正当性が示されているとはいえない。【指摘】 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「二学期の授業に向けて、それぞれの教科のプリントの作成や検討を行った」(水産高校)</li> <li>・ 「専攻科&lt;算法&gt;についてより理解しやすくするために、ノート及び機械設計工作の教科書を読んでテキストにする予定」(水産高校)</li> <li>・ 「2学期の授業準備(教材研究)」(徳佐高校)</li> </ul>	<p>教員の自己研修の内容については、幅広いものが考えられることから、自己研修の承認に当たっては、その内容を十分に審査した上で承認するように指導の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新一年生の学級開きに必要の準備を行った」（徳山工業高校）</li> <li>・ 「一学期に行った進学指導について仕事内容をまとめる」（徳山商業高校）</li> </ul> <p>c 自己研修が海外への研修のように長期に及ぶ場合でも、通常の研修報告がなされているだけであるが、研修がどういう形で授業に反映されたかを事後的に追跡する必要からも、研修成果物として何らかの資料を報告書に添付する必要がある。【指摘】</p>	<p>自己研修の報告については、具体的な内容が分かる記載となるように指導の徹底を図った。</p> <p>また、研修資料の添付も含め、それぞれの研修に応じた報告を行うことも徹底した。</p>	措置済み
<p>(ウ) 校務技士の配置基準</p> <p>a 校務技士の加算については定時制課程及び通信制課程といった職務内容に応じた加算は考慮されているが、学校規模により業務量が異なるにもかかわらず、業務量に応じた定数の定めがなされていない。今後の配置基準の見直し等の際には有効性、効率性の観点から校務技士の必要人数を学校規模と業務量の関係で定めることを検討すべきである。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成18年度に、校務技士を含む現業職員全てについて、正規職員による退職者の補充を取りやめた。今後、校務技士を含む現業業務全般について、外部委託も含め業務のあり方や、学校規模、業務内容等に応じた定数及び予算等について、学校現場の意見を聞きながら一定期間かけて方向性を出す。</p>	改善途中
<p>b 校務技士が常勤でなければ学校の保全管理等に支障が生じるのかどうか、学校規模と業務量の関係で校務技士の必要人数を定めることに併せて検討を要する。【意見】</p>	同上。	改善途中
<p>c 校務技師については、日誌がなく、実施状況の記録はないが、校務技士は、学校内の環境整備や校地校舎管理等の役割を担っており、業務の実施状況を日誌に残し、校務技士の役割がどのような分野で果たされているか検証できるような管理体制が必要であり、また校務技士の配置が適切かどうか検討するに際しても必要である。【意見】</p>	<p>平成19年度から日誌の様式を定め、毎日の勤務状況（業務・時間・場所等）を事務長に報告することとした。</p>	措置済み
<p>(エ) 栄養士について</p> <p>栄養士が正規職員でなければならないと規定されたものはなく、栄養士としての役割が、正規職員であれ臨時採用の職員であれ同じように遂行されるということであ</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>食育の大切さや食数及び児童生徒の状況と、効率性の面を考慮した採用計画を策定する。</p>	改善途中

れば、効率性の観点から採用の区分について検討する必要がある。

【意見】

(オ) 勤務評定

a 各学校において指導力不足教員を生じさせないよう、各管理職は平素からきめ細かな指導を行うことが重要である。また、そのためにも管理職の研修の一層の充実が必要である。【意見】

b 現状の勤務評定結果は、主には研修及び人事管理に利用されており、今後は職員の資質をより向上させるために、また、職務遂行能力の向上を図るために、職員の勤務成績の勤勉手当への反映及び表彰等の制度の充実、さらに能力・実績を重視した勤務評定と昇給・昇格とを結びつけるなど、より公平な人事管理の導入を検討する必要がある。【意見】

(2) 退職手当の支給

臨時的任用教職員に対する現在の退職手当の計算においては、職員の退職手当に関する条例第3条第2項を適用して計算を行っている。第2項は自己都合による退職の場合の規定であり、当初から退職を前提に任用されている教職員に対して自己都合退職の規定を適用することが適切であるか疑問である。

【意見】

2 委託料関係

(1) 教職員の定期健康診断等

ア 教職員の定期健康診断の業務委託契約について

県教育委員会は、随意契約が続けられている原因である競争入札に適さない理由について、社会環境の変化による見直しや、対応を改善することなどによりその理由を解消する

(主務課 教育庁教職員課)

指導力不足教員を生じさせないため、「①校内研修の充実 ②児童・生徒や保護者の声を改善に生かす取組 ③管理職の授業参観に基づく授業の指導 ④相談体制を充実させ、職員が協働して取り組む職場環境づくり」の4点の取組を組織的に推進している。また、教員を指導すべき立場にある管理職の研修については、相手の自発的な行動を促すコミュニケーション能力の向上を目的とした研修を、公立学校すべての校長、教頭を対象として実施するなど、充実に努めた。

現在、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの実現を図ることを目的とした「新たな教職員評価制度」の導入に取り組んでいる。本制度は、各学校の教育目標を踏まえ、教職員自らが目標を設定し、評価する「目標管理」と、日常の職務遂行状況全般を複数の評価者が意欲、能力、実績の項目について評価する「業績評価」とで構成しているが、評価制度の客観性・納得性・信頼性を高めていくことが課題となっているため、評価結果の処遇への反映については、慎重に検討している。

(主務課 教育庁福利課)

臨時的任用教職員は期間を限定して任用しているが、正規教職員が短期間で退職した場合には条例第3条第2項の適用となり、臨時的任用教職員と短期間で退職する正規教職員との均衡から、従来より、条例第3条第2項の支給率を準用することが適切と考え支給している。

(主務課 教育庁福利課)

競争入札が可能な状況に向けて、実施方法等を検討していく。

措置済み

改善途中

措置済み

改善途中

<p>ことを検討し、業務委託契約に際して競争入札が可能な状況に変えていく必要があると考える。【意見】</p>		
<p>イ 契約価格と経済性のチェック</p>		
<p>(ア) 予定単価と医科診療報酬点数      予定価格と医科診療報酬点数との比較では経済性の観点から特に問題とはいえないが、医科診療報酬点数の改正ごとに、改正後の点数を算定し、比較する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度から予定価格決定の際に、改正後の医科診療報酬点数を算定し、比較を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 予定単価と市場価格との比較      健康診断の検査料は自費診療であり、医科診療報酬点数には拘束されないので、予定価格が医科診療報酬点数より高いか低いかにかわらず、市場の価格を絶えず把握することが必要である。【意見】</p>	<p>インターネット等により、情報収集に努めている。今後も引き続き、情報収集し、市場の価格を把握するように努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 高校生の健康診断</p>	<p>(主務課 教育庁学校安全・体育課)</p>	
<p>ア 各学校で契約単価にかなりバラツキがみられ、中でも水産高校のみ尿検査の単価に変化がなく、検査機関の再考が必要と考えられる。【意見】</p>	<p>契約単価のバラツキは、生徒数や地理的条件等により差が生じるところであり、適切な範囲であると考えている。水産高校の尿検査については、平成18年度は、3業者から見積書を徴収し、業者を選定した結果、検査機関が変更され契約単価が下がった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 契約を締結するに当たり、複数の業者から見積書を入手していることは妥当であるが、見積書の金額とあまりにも離れている点については、予定価格の意義を有していないので、予定価格の見直しが必要である。(岩国総合高校)【意見】</p>	<p>予定価格については、予算積算上の価格を参考に決定していたが、平成18年度からは、複数の業者から徴収した見積書の価格を参考に予定価格を決定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 業務委託費</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>ア 保守点検業務      汚水処理の二次処理はサービスで実施されており、委託業務内容を明確にするため、二次処理を含めて契約を行うことが必要である。(山口農業高校)【指摘】</p>	<p>平成18年度から二次処理を含めた委託契約とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 機械警備業務      現在、機械警備を委託している県内業者は3社であるが、平成18年度からは長期契約が可能となるため、5年間の長期契約を前提とし、随意契約に代えて一定の地域ごとに一括した契約をすることにより、委託料の削減をすることができないかなどを検討すべきである。【意見】</p>	<p>平成18年度において14校(カ所)で5年間の長期継続契約を締結済みである。平成19年度は、再編予定校や校舎改築予定校以外の高校において、長期継続契約を締結した。一定地域ごとに一括した契約を行うことについては、高校の再編整備を注視しながら検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ その他</p>		

<p>(ア) 随意契約において、相見積りを入手していることは適切であるが、5社で見積った場合に、契約した業者のみ見積書に仕様明細があり、他の4社には仕様明細がなく、金額のみの記載があった。相見積りが形骸化しており、見積りの内容が同じ水準で比較できるように、見積書入手の業者すべてから、見積書に仕様明細を記載したものを徴取する必要がある。(防府高校)【指摘】</p>	<p>複数の業者から見積書を徴取する際、仕様明細を添付させる場合は、全ての業者に添付させ比較するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 教育用コンピュータの保守について、仕様書ではスイッチングハブが保守の対象になっているが、業務報告書の保守点検の対象項目にはない。履行確認は、契約どおりに履行がなされていないにもかかわらず完了しているが、履行確認の際には契約の際の仕様書と業務報告書を照合し、契約した委託内容が洩れなく履行されていることを確認する必要がある。(防府高校)【指摘】</p>	<p>仕様書と業務報告書の対象項目を一致させ、履行確認の際に契約内容が漏れなく履行されていることが確認できるようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>3 公有財産の取得及び維持管理</b></p>		
<p>(1) 教職員住宅について</p>		
<p>ア 入退去の手続</p>		
<p>(ア) 退居の際、退居時の原状回復費用の精算時に、管理者の検査を受けるようになってきている(山口県教職員住宅管理要領第14条)。検査を実施したという説明はあったが、検査結果の書類が作成されていない。後日、退居者の個人負担と県費の負担区分について問題が発生しないよう、検査した結果が残るよう書類を作成する必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 入退去時における確認リストを作成し、管理者、居住者双方で確認を行った上で保存することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 住宅修理等入居者負担基準一覧表は昭和53年10月1日以来改正されておらず、最近の状態に合わせたものに改正し、検査の際チェックリストとして使用する必要がある。【指摘】</p>	<p>現在、内容について見直しを進めている。今後、実態に即した基準に改正する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 校長住宅の現状</p>		
<p>(ア) ランニングコスト 校長住宅未入居者の通勤手当は、校長住宅に入居の場合必要のないものであり、建物の維持費等</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 平成18年9月に策定した「教職員住宅再編整備計画」で校長住宅の管理戸数を今後の県立学校の再編整備の状況を踏ま</p>	<p>措置済み</p>



<p>の支出に加えて通勤手当が支出される状況は、歳出の有効性の観点から好ましくなく、解消されるべきである。【指摘】</p>	<p>え現行の半数程度に減少させ、維持管理コストの軽減及び管理を継続する校長住宅への入居率の上昇を図ることとした。</p>	
<p>(イ) 校長の居住地の実態 校長には、「県立学校の校長の居住地に関する取扱要綱」において、おおむね30分以内にその勤務する学校に出勤できる地域に居住するものとされているにもかかわらず、同要綱が守られていないケースが多い。実態に即してこの要綱の廃止を検討するべきである。</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課) 以前の要綱は廃止した上、学校の危機管理等を考慮し、おおむね30分以内を原則とするが、一定の条件を満たせば、おおむね1時間以内とすることもできることなどを規定した「県立学校の校長居住地に関する取扱要領」を新たに定めた。</p>	措置済み
<p>【指摘】 (ウ) 校長住宅の原則廃止について 校長住宅の基本的方向としては、民間賃貸住宅の確保が困難な地域や交通事情に配慮が必要な地域の学校の校長住宅を除いて、原則として廃止の方向で検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 今後、県立学校の再編整備や校長住宅の入居状況の推移を見ながら検討を進める。</p>	改善途中
<p>ウ 教職員住宅 (ア) 整備方針 県教育委員会は、限られた財源を効率的に配分していくために地域ごとに拠点となる住宅と拠点住宅以外の住宅とを県立高校再編整備計画（平成18年度から平成26年度まで）の動向を踏まえながら峻別し、重点的に改修、建て替えにより存続を図るものと、拠点住宅以外の住宅は圧縮整理するとの方向性を有しており、その方向性は妥当であり、今後具体的に進めていく必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)  県立高校再編整備計画を踏まえ、老朽化した教職員住宅の整理等により適正な管理戸数へ移行し、効率的に活用を図るため、平成18年9月に「教職員住宅再編整備計画」を策定した。当該計画に基づき計画的な教職員住宅の整理を進めることとしている。</p>	措置済み
<p>(イ) 使用料の算定方法について a 現行の教職員住宅の使用料算定は国に準拠しているが、これからの使用料の改定においては、面積の捉え方等に独自の手法をとることを検討することが必要と思われる。【意見】 b 将来的には、使用料算定の方法について、建設コストや維持管理コストを反映した県独自の基準を検討することも必要である。【意見】</p>	<p>教職員住宅の使用料については、適正な額となるよう努めているところであるが、公舎管理規則を所管する管財課と連携し、使用料改訂時における独自の手法採用の是非等について協議を進めたい。  公舎管理規則を所管する管財課と連携し、県独自の基準作成の是非等について協議を進めたい。</p>	改善途中
<p>(2) 学校体育施設開放事業について ア 施設利用者に対して適正な受益者負担となるように、また、地域住民</p>	<p>(主務課 教育庁学校安全・体育課) 「山口県立学校体育施設開放事業要綱」を改正し、平成18年6月から管理経費(照</p>	措置済み

<p>が利用しやすい徴収方法等を検討していく必要がある。【意見】</p>	<p>明にかかる電気料金)を徴収することとした。また、徴収については、月毎にまとめて納入通知書を発行するなど利用者の利便性に配慮した。</p>	
<p>イ 施設の利用に伴うリスクに対して、利用者に傷害保険を義務づけることは、リスク管理の観点から必要な措置であると考え。【意見】</p>	<p>「山口県立学校体育施設開放事業要綱運用細則」を改正し、平成18年6月から利用者の責務として傷害保険に加入することとした。</p>	措置済み
<p>(3) 余裕教室について        選択授業等の教室として利用されている教室がどの程度利用されているかのデータは存在しなかった。今後は利用の実態を把握し、それぞれの教室が教育上有効に使用されているかどうかチェックし、管理していく必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)        各学校において利用状況を把握し、有効に活用していくよう指導した。</p>	措置済み
<p>(4) 学校建設        ア 設計業務の分割発注については合理性はなく、当初から基本設計と実施設計を一括して指名競争入札をすれば、実施設計について随意契約の必要もなく、競争原理の確保が可能であり、経済性がより確保されたとされる。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)        平成17年度に実施した小野田工業高校建替えの設計業務においては、基本設計と次年度に工事を実施する管理棟の実施設計を一括して執行した。今後、基本設計業務と実施設計業務の実施予算が、同一年度に措置できるものについては、一括して発注することとした。</p>	措置済み
<p>イ 受注機会の確保という政策目的を効果的に達成するためには、分割発注に関する運用方針を明確に定める必要がある。【意見】</p>	<p>分割発注を行う場合は、「工事分割発注に係る事務処理について」(平成13年7月12日付け監理第459号)に基づき、工期の短縮や受注機会の確保等の検討を行い、政策目的を達成することとしている。</p>	措置済み
<p>(5) 営繕工事について        ア 指名業者選定基準        第2次災害復旧工事について、指名業者選定に関する経過が伺いからは判断できない。選定に関する経過について分かるようにしておく必要がある。(鹿野高校)【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)        毎年実施している「学校施設関係事務説明会」等の機会を捉え、指名業者の選定経過についても整理し、保存しておくよう周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p>イ 県立高校営繕費の計画的執行        学校の小修繕を機動的かつ効率的に行うために、ある程度営繕枠を県立高校に付与するなどの工夫ができないか検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度から、小修繕に係る需用費については、年度当初にその殆どを配分し、各学校で計画的かつ迅速な対応が図れるようにした。</p>	措置済み
<p>(6) 県立高校の公有財産関係の利用実態等</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>ア 学校林について        学校林の保有目的の意義は薄れているものと思われる。しかも火災については保険の対象にされていないことなどから、保有することによるリスクを考慮し、返還を計画的に進</p>	<p>従前から計画的に返還を進めているところであり、平成18年度は萩高校、萩商業高校及び萩工業高校の3校の学校林を萩市に返還した。平成19年度以降も返還が可能な学校から順次返還を進めること</p>	措置済み

<p>めるべきである。【指摘】</p> <p>イ 未利用財産について</p> <p>(ア) 現状では、未利用財産19件のうち6件が、未利用財産として登録されてから既に5年を経過している。県財政が厳しい状況にあることから、財産管理分掌者を管財課に移して、早急に処分を進めるべきである。【意見】</p> <p>(イ) 未利用財産のうち、県として利活用できない物件については、貸付けや地元市町村に管理を委託するなど、他の有効な利活用の方策を検討すべきである。【意見】</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 高校の敷地内にあるプレハブ建物は窓ガラスがなく、壁も3分の1がなく、早期に処分等の対応が必要である。(下関工業高校)</p> <p>【指摘】</p> <p>(イ) 営繕工事費として執行されている記念館改修工事は公有財産の増加として扱われるべきものであり、財産の価額を正しく表すためには、公有財産に該当するものが発生した場合には、その都度速やかに公有財産台帳に記載し、管理対象とする必要がある。(山口高校) 【指摘】</p> <p>(ウ) 工作物の古いものを除却し、新しく購入した場合等は、工作物の種類は同じでも価値は異なる場合があり、工作物台帳への記載をその都度行う必要がある。(山口農業高校) 【指摘】</p> <p>4 物品の取得及び維持管理</p> <p>(1) 備品(理科薬品を除く)</p> <p>ア 取得</p> <p>(ア) 指定物品を取得した場合は、物品規則第12条第7項において、取得日から20日以内に「指定物品取得報告書」を県知事に提出することを要するが、適切に処理されていないものがある。(下関工業高校) 【指摘】</p> <p>(イ) 指定物品取得報告書を作成していないものがある。(下関工業高</p>	<p>としている。</p> <p>県ホームページにより売却のPRに努めているが、財産の所在地・形状や進入路の問題等から処分が進んでいない状況にある。今後とも管財課と連携し、他の媒体も活用しながら未利用財産の処分に努める。</p> <p>貸し付け等についても県ホームページによりPRに努めているところであるが、財産の所在地・形状や進入路の問題等から貸し付け等が進んでいない状況にある。今後とも管財課と連携し、他の媒体も活用しながら未利用財産の利活用に努める。</p> <p>平成18年3月に撤去した。</p> <p>平成18年1月に公有財産評価要領に基づき評価を実施し、台帳への記載を行った。</p> <p>平成18年1月に除却及び新設分の台帳への記載を行った。</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>指定物品を取得した場合は、取得日から20日以内に「指定物品取得報告書」を提出するよう徹底した。</p> <p>平成18年3月10日付けで指定物品取得報告書を作成し、提出した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	---

<p>校)【指摘】</p> <p>(ウ) 予定価格を適正に決めるには、外部からみて入札に競争が働いたかどうか疑問を残さないようにするため、入札に参加しない業者から見積りを入手するなどの方法が望ましい。【意見】</p>	<p>予定価格の決定で参考見積書による場合は、複数の業者から提出させており、その金額の平均等で設定している。入札に当たっては、参考見積依頼業者を含め更に複数の業者が参加し、その予定価格を基に競争により落札業者を決定しているため競争性は働いていると考える。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 予定価格の決め方についての基準を定める必要がある。【意見】</p>	<p>物品、委託業務等の予定価格の決め方について基準を定めた「財務会計事務マニュアル」(平成10年3月作成)に基づき、適切な予定価格の算出を行うよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) 契約について競争性を高め、経済的な価格で契約をするために、特殊な備品等に対しても指名競争入札が可能になるように、参加者の資格を県内に限らず広域的に進める方法等を検討することが必要である。(防府高校)【意見】</p>	<p>特殊な備品等の入札については、他県の契約実績等も参考に、県内に限らず広域的に業者登録してある入札参加資格者名簿から業者を選考するように改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 借入品(主にリース物品)</p>		
<p>(ア) 電話機及びデジタル交換機について物品規則第19条で定める物品借入契約締結伺書が作成されていなかった。適切な承認のもとに契約がなされたか不明である。(岩国総合高校)【指摘】</p>	<p>物品規則に基づき適切に事務処理を行うよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 当初から使用されない備品をリース契約の対象としたことは、その分だけ余分なリース料であり、無駄な県費が支出されたことになる。ついては、設計書等を作成する時点において十分な検討を行う必要がある。(岩国総合高校)【指摘】</p>	<p>設計段階において備品の使用計画を策定し、その計画に基づいて、適切なリース契約とするよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 管理の適正化を図るため、「リース期間満了物品管理簿」を作成することが示されているが、教育用コンピュータ42台について同管理簿が作成されていない。(鹿野高校)【指摘】</p>	<p>平成9年2月の用度課の通知文書によりリース期間満了物品については、「リース期間満了物品管理簿」による管理をすることになっており、この通知に基づいた管理をするよう改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 寄附</p>		
<p>(ア) 卒業記念品としてテント等の寄贈を受けているが、物品規則第17条の物品寄附申込調書に検査済みの記載及び事務担当者の記名押印がなく、採納手続きが不備である。(下関工業高校)【指摘】</p>	<p>物品規則に基づき適切な事務処理を行うよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 図書の寄附を受けたが、図書原簿に「寄贈」と書いてあるのみで</p>	<p>同上。</p>	<p>措置済み</p>

<p>あり、物品規則に従った寄附採納手続きが行われていない。(久賀高校)【指摘】</p>		
<p>エ 物品の現物管理</p>		
<p>(ア) 指定物品である水力実験装置について、物品標示票が貼付されていないため、現物と備品カードとの照合ができなかった。(下関工業高校)【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付し、管理を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 備品カードと物品標示票の整理番号等が相違するものがあった。(下関工業高校)【指摘】</p>	<p>備品カードと物品標示票を修正の上、照合し、管理を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 備品の使用場所が変更になっているが、その変更が備品カードに記載されていない。(山口高校)【指摘】</p>	<p>使用場所の変更を備品カードに記載し、管理を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 現物が紛失していたものがあり、現物管理が適切に実施されていなかった。(徳佐高校)【指摘】</p>	<p>備品の管理が適正になされていなかったため、現有備品の確認を行い、廃棄済の備品については、廃棄処分の事務手続きを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>a 昭和30年取得の校長室の応接机一式は備品カード上はあるが現物が不明。</p> <p>b 昭和41年取得の会議室用机は備品カード上40台あるが、現物は19台しかなく、21台不明。</p> <p>c 職員室用の机は備品カードでは82台あるが、現物は48台で34台不明。</p> <p>d 音楽机は備品カード上22脚あるが、現物は20脚であり、2脚不明。</p>		
<p>(オ) 営繕工事のAZS設置工事は、船の設備備品であるが、行政財産として公有財産台帳で管理されている。財産管理上漏れがないように、例えば漁業実習船という大きな括りの中に新規備品の設置等があった場合は、備品として記載できるよう物品管理台帳の記載方法を検討すべきである。(水産高校)【指摘】</p>	<p>漁業実習船については、公有財産規則に基づき「船舶」として管理している。AZS設置工事は、船の設置備品であり、物品管理台帳の管理ではなく、公有財産の増加として公有財産台帳で管理している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(カ) 取得価格が3万円以上という備品等の金額基準については、前述の計上基準等を参考に、例えば10万円以上に引き上げ、重点的に管理することや、職員の労働力を備品管理以外のその他の業務にむけることなど、効率化を検討するべきである。【意見】</p>	<p>備品等の金額基準については、物品管理の重要性、適正化の観点から取得価格を3万円以上に設定しており、今のところ基準額引上げの予定はない。</p> <p>なお、平成18年度から物品管理システムを導入し、事務の効率化を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(キ) 現物管理の意識が乏しい状況で</p>	<p>平成18年度の事務長会議で、定期的に</p>	<p>措置済み</p>

<p>ある。適切に現物管理を行うために1年に1度は定期的に実地棚卸を実施するなどの方針や規定を明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>備品管理簿の数量と現物を確認するように徹底を図り、学校実地調査で物品が適正に管理されているか調査を行うこととした。</p>	
<p>オ 備品バンク制度の利用状況 (ア) 有効活用される可能性につながるように備品バンクに登録すべきであるものが登録されていない。</p>	<p>実習機器類等について、使用の可否を確認した上で備品バンクに登録し、有効活用を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 備品の有効活用のために、備品バンク制度及び備品バンクの状況について教職員に対して定期的な情報提供し、周知する必要がある。 (水産高校)【指摘】</p>	<p>備品バンクの制度と活用を事務長会、校長会等を通じて教職員へ情報提供し、周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 物品の処分 (ア) 平成6年度に取得した電子計算組織（パソコン約20台）は現在使用されておらず、1階倉庫の中に放置されている。(防府高校) 【指摘】</p>	<p>今後使用することはできないため、指摘後、直ちに物品管理規則に基づき廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 昭和47年度に取得した赤外線分析装置と昭和48年度に取得した光電分光光度計については、新しく代替品を購入したこともあり、また、故障もしているため、現在使用していない。さらに、平成3年度に取得した電子計算機は、40台のうち10台はC言語プログラミング用として使用中であるが、残り30台は使用せず、倉庫の中である。同じく、プリンター20台のうち15台も倉庫の中である。(徳山工業高校)【指摘】</p>	<p>赤外線分析装置、光電分光光度計については、平成17年度に、また、電子計算機、プリンターについては、平成18年度末に廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 電子機器室にある空気調和装置は、現在故障中であり使用することはできない。修理するより購入するほうが安価であるということではあるが、予算の都合上、購入も行われていない。(下関工業高校)【指摘】</p>	<p>平成18年度に廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 昭和61年1月に取得した写真測量図化機（立体図を出力する写真機）については、長期間放置され、しかも埃を被っており再利用することはできない。(山口農業高校) 【指摘】</p>	<p>平成18年度に廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) POSシステム・文書広告作成装置27百万円のうち、19百万円の備品が、デジカメ等の新しい機種の出現により新しい機種に対応でき</p>	<p>平成19年7月の徳山商工高校への移転時に他の物品と一括して廃棄処分を予定している。</p>	<p>改善途中</p>

<p>ない状態になっている。(徳山商業高校)【指摘】</p>		
<p>(カ) ミシン10台を廃棄しているが、物品規則に基づく不用の決議はしたが、廃棄に関する手続きがなされていない。(水産高校)【指摘】</p>	<p>指摘後、直ちに物品規則に基づき廃棄処分の処理を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 理科薬品の管理状況について</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>ア 薬品使用票の記載</p>		
<p>薬品使用票の各項目の記載が適切に行われていない、あるいは記載を行っていない学校が8校中3校あった。【指摘】</p>	<p>平成18年5月の通知文書において、①年3回の定期点検、②薬品の計画的購入及び廃液の適正処理等、③管理使用簿等の整理を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 理科薬品の点検について</p>		
<p>(ア) 学期に1回の点検では、点検時に点検票を作成し校長へ報告することとなっているにもかかわらず、点検票を作成していた高校はなかった。【指摘】</p>	<p>平成18年4月の校長会及び5月の通知文書において、年3回の定期点検には、校長又は教頭が立ち会うとともに、その記録を残すことを徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 薬品点検時には残量点検を記載することとされているが記載されていない。残量点検の確実な実施及びその結果の薬品保管使用簿への記載を必ず行うことが重要である。【指摘】</p>	<p>平成19年4月の校長会議において、更に徹底を図った。</p>	
<p>(イ) 薬品点検時には残量点検を記載することとされているが記載されていない。残量点検の確実な実施及びその結果の薬品保管使用簿への記載を必ず行うことが重要である。【指摘】</p>	<p>平成18年10月～12月に、県高等学校教育研究会理化部会・生物部会研究大会及び計画学校訪問時において、残量点検の記載をはじめ、理科薬品等の適正な管理を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 薬品保管使用簿と現物との差異があった。【指摘】</p>		
<p>a 防府高校 2品</p>	<p>現物数量を確認し、使用簿の該当箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が原因で、使用簿と現物との差異が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 山口農業高校 3品</p>	<p>現物数量を確認し、使用簿の該当箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が原因で、使用簿と現物との差異が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 久賀高校 2品</p>	<p>現物数量を確認し、使用簿の該当箇所を訂正するとともに、自然減・ナトリウム保存用石油の注ぎ足し等が原因で、使用簿と現物との差異が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 毒物劇物取締法の対象となる希釈硫酸4モル／リットルについては、毒物劇物の認識をもったの管理がされていなかった。(岩国総合高校)【指摘】</p>	<p>希釈溶液の容器へラベルを貼付し、使用簿の記載を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(オ) 薬品保管使用簿に記載されている薬品の実在性のほかに、薬品保管使用簿に記載されていない薬品があれば、薬品保管使用簿を作成することが必要である。(実在性と網羅性)【指摘】</p>	<p>使用簿と現物との整合をとるとともに、使用簿に記載を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 不用薬品の管理 往査した高校では、不用薬品が残っている学校が多くみられ、また、毒物・劇物という性格上及び前述の薬品の管理状況からすれば、予算の制約はあっても、事故防止の観点から不用薬品の廃棄を優先させることが重要と考えられる。【指摘】</p>	<p>平成18年2月～3月に専門業者に委託して、県内の公立高校すべての不用薬品を廃棄処分した。 平成19年4月の校長会議において、薬品の計画的購入及び廃液の適正処理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 長期未使用薬品の管理 長期間使用されていない薬品が多く見られた。定期的に未使用の薬品の状況を調査し、その必要性を検討し、承認を受けることなどの制度化も必要である。【指摘】</p>	<p>各学校における薬品の計画的購入及び廃液の適正処理の徹底を図るとともに、定期的に未使用の薬品の状況を調査し、改善する方法等を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>オ 毒物・劇物の保管方法について (ア) 防府高校において、薬品庫の鍵を保管するキーボックスが薬品の棚に取り付けられている。鍵は、別の場所に保管することが必要である。【指摘】</p>	<p>薬品庫の鍵の保管場所及びキーボックスの位置を改善するとともに、二重施錠を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 徳山工業高校では、毒物・劇物の薬品が収納されている状態がガラス貼りのため、外から見る事ができた。【指摘】</p>	<p>ガラス製の部分をスチール製の扉に切り替えた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 学校図書館</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>(1) 学校図書館の面積について 県としては、学校図書館を整備するに当たり、適切な面積となる基準を定めていない。【指摘】</p>	<p>各学校の実情に応じて図書館を整備しており、基準は示していない。利用状況や蔵書数など学校により事情が異なるため、一律の基準を定めることは難しい。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 学校図書館の蔵書について 学校図書館の蔵書について、高校に関しては、文部科学省では標準を定めておらず、県においても何ら基準となる指標は定めていない。【指摘】</p>	<p>各学校とも必要に応じて図書を管理しており、基準は示していない。普通高校と専門学校の別、開校からの年数の違いなど、一律の基準を定めることは難しい。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 蔵書の管理について 蔵書の管理ソフトの統一化及びネットワーク化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>各学校において実情に応じてソフトを選定し、管理を行っており、統一化はしていない。各学校ですでにデータベース化されたものもあり、統一化は難しい。ネットワーク化については、その有効性を含めて研究している。</p>	<p>改善途中</p>



6 授業料等の収入	(主務課 教育庁教育政策課)	
(1) 授業料	平成19年度から、授業料未納者に対し、会計規則に従った督促を行うとともに、学則に規定されている「出席の停止」や「除籍」についても、「山口県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱」で基準を定め、毅然とした対応をすることにした。また、減免申請漏れによる授業料未納とならないように引き続き授業料減免制度の周知について徹底を図った。	措置済み
ア 授業料の徴収	同上。	措置済み
(ア) 授業料の督促については、実務慣行として行うのではなく、会計規則を織り込んだマニュアルを作成し、正しくかつ効率的に行う必要がある。(山口農業高校)	同上。	措置済み
【指摘】	同上。	措置済み
(イ) 授業料の督促処理を実務慣行として行うのではなく、マニュアルを作成し、効率的に行う必要がある。(下関工業高校)【指摘】	同上。	措置済み
(ロ) 滞納が長期にわたっており、未納金の管理方法を明確化する必要がある。【指摘】	同上。	措置済み
(エ) 平成16年度においては未納者は増加傾向にあり、未納者減少対策として、会計規則に従った運用を検討すべきである。【意見】	未納者について、「山口県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱」に基づき、必要に応じて面接、家庭訪問し、督促、納入指導を行うとともに授業料減免基準に該当する場合であればその活用について説明した。	措置済み
(オ) 未納者について速やかに家庭の状況等実態調査の上、授業料減免基準に該当する場合であれば保護者等を指導し、減免申請漏れのないように配慮するという運用方針を実施すべきである。【意見】	「山口県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱」を制定し、出席停止、除籍についての基準を定めた。	措置済み
(カ) 授業料未納に伴う出席停止や除籍については、県立高校の生徒全員に公平に基準を適用するという観点から、一定の未納期間が発生した場合に適用するなどの具体的な基準を、県として定める必要がある。【意見】	平成18年度に他の事業における県の減免規定に準じて授業料の減免規定を見直し、要綱から「多額の資産がある場合を除く。」を削除し、申請書の資産状況記載欄も削除した。	措置済み
イ 授業料の減免	事務長会議で申請書類の控えを保存しておくよう徹底した。	措置済み
(ア) 県立高等学校授業料の減免に関する取扱要綱に従って、資産の状況について減免申請書に記載することを遵守する必要がある。(往査した高校の共通事項)【指摘】	実際の生産数量により生産品処理調書を作成し、その調書に基づき受払いを行うよう徹底した。	措置済み
(イ) 今後、授業料減免に係る申請書類の控えは高校においても保存し、整備する必要がある。(徳佐高校)		
【指摘】		
(2) 実習産物収入		
販売した数量を生産物として受入れしており、実際の生産された数量が全て販売されたか確認できないので、実		

際の生産数量の受払いについて検討すべきである。(宇部西高校)【指摘】

## 7 学校徴収金等（私費会計）

### (1) 学校徴収金について

ア 進路指導費、模擬試験、部費会計は報告がない高校が多く、保護者への説明責任を果たす意味において会計報告を徹底する必要がある。  
【指摘】

(主務課 教育庁教育政策課)

保護者から徴収する県費外（私会計）会計の取扱については、現在、検討を進め、平成19年度に県費外会計の適正な取扱について、指針を示すこととしている。また、保護者徴収金マニュアルにおいて、保護者への会計報告をするよう義務づけた。

改善途中

イ 現金の徴収、管理については、複数のチェック体制や、定期的に担当者を交代すること、また、年度末には管理者による出納状況の確認が必要である。【指摘】

同上。

改善途中

ウ 現金で保有する期間は短くし、可能な限り通帳を作成し、管理する必要がある。【指摘】

同上。

改善途中

エ 県立高校は、教職員課が作成した保護者等徴収金マニュアルの参考例に基づいて、早急に学校独自のものを作成し、そのマニュアルに基づいて学校徴収金の徴収・管理・執行を適切に行い、保護者への説明責任を十分に果たすべきである。【指摘】

同上。

改善途中

### (2) 業者テスト（模擬試験）について

#### ア 監督料の支払い

職員が監督料（報酬）を受け取る場合は、地公法第38条及び山口県立学校職員服務規程第20条では兼職・兼業許可申請書を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならないとされているが、現状では許可を受けて実施していない。【指摘】

(主務課 教育庁教職員課)

県立学校の外部模試、資格試験などについて、教職員が外部模試等の監督を行い報酬等を受ける業務へ従事する場合は届出をすることを徹底し、山口県立学校服務規程の第20条により、あらかじめ営利企業等従事の許可を行うこととした。

措置済み

#### イ 行政財産の使用許可

業者テストのうち校外模試で県立高校を使用する場合、財産規則第30条によれば、行政財産の使用許可を得ることが必要であるが、許可を受けずに使用している。【指摘】

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度から、公有財産規則第30条の規定に基づき行政財産使用許可により取り扱っている。

措置済み

#### ウ 管理経費の徴収

行政財産の使用許可を受けて使用するものは管理経費を負担しなければならないが、現状は徴収していないので、通知に従って徴収することを検討する必要がある。【指摘】

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度から、公有財産規則第30条第3項第4号の規定に基づき、適正な管理経費の徴収を行っている。

措置済み

### (3) 調査書収入

調査書収入を私費会計としている

(主務課 教育庁教育政策課)

平成19年度から使用料手数料条例に基

措置済み

<p>が、この調査書収入は、法第227条に規定する特定の者のためにする事務（一個人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務）に該当するのではないかと思われ、手数料として県の歳入に受入れすることができないのか検討すべきである。【意見】</p>	<p>づき、県の歳入（1件当たり650円）として受け入れることとした。</p>	
<p>(4) 教育実習について ア 所掌事務としての位置付け 教育実習について、教育委員会では事業の位置づけを明確にし、大学等と教育実習生の受入れについての取決めをすることができないか検討する必要があるように思われる。</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課) 平成19年3月に定めた「教育実習の受入れに関する取扱要領」を、各県立学校及び本県で教育実習を希望する学生が在籍する大学等へ送付し、要領に則ってすすめるよう依頼した。</p>	措置済み
<p>【意見】 イ 実習謝金の処理について 財務の透明性の観点から、教育実習謝金は、実質は教育実習諸経費の受入れであるから雑収入として県の歳入に計上し、支出は県費からするようにする処理ができないか検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 平成19年度から教育実習に係る実費相当を大学から徴収し県の歳入に計上することとした。また、教育実習に係る経費は、県費から支出することとした。</p>	措置済み
<p>8 光熱水費の使用状況 学校には校務技士が配置されているので、プール水の適正管理、漏水チェック等に十分留意し、無駄が発生しないようにする必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 漏水、その他老朽箇所早期発見・早期対応に努めるとともに、毎月の光熱水費の推移のチェックなど、管理運営面での視点も含めた適正な施設管理に努めるよう徹底した。</p>	措置済み
<p>9 スクールネットワーク21について</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>(1) セキュリティについて ア 生徒の成績に関する重要なデータはスクールネットワーク21に接続されていなかったが、スクールネットワーク21に接続されているその他のデータの中にも内申書、懲罰等の重要と思われるデータもあった。 (水産高校)【指摘】</p>	<p>内申書、懲罰等の重要なデータを、スクールネットワーク21に接続されているコンピュータに保存しないようにした。また、スクールネットワーク21のガイドラインを、教職員に周知徹底した。</p>	措置済み
<p>イ 重要な情報である生徒情報はMOで保管しており、MOの外部への持出しがなされないような保管管理が必要となるが、その定めがされていなかった。(山口農業高校)【指摘】</p>	<p>重要なデータの取扱いに関するガイドラインを作成した。</p>	措置済み
<p>ウ 県教育委員会は、重要なデータの解釈及び重要なデータの保管管理方法等、「スクールネットワーク21利用について」の通知が確実に運用されるようにするために、県立高校に対して指導が必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年5月に「学校における個人情報等の適切な管理について」を通知するとともに、平成18年10月の情報管理研修会で、再度周知徹底を図った。</p>	措置済み

<p>(2) L3スイッチの収納について 本庁が示した仕様書に従い、L3スイッチはサーバと一緒に保管せずに、専用の鍵付スイッチ収納ボックスを設置する必要がある。(山口農業高校) 【指摘】</p>	<p>仕様書の「専用」とは、「本システム専用」の意味であり、サーバ等も含まれることから、現状で仕様を満たしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>10 水産高校の実習船等の運営費及び高校のあり方</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>(1) 実習船青海丸の保存方法について 青海丸は、船舶定期検査結果によっては使用不可能ということも想定され、その場合、乗船実習授業が実施できないという問題が生じるが、新船を建造するとすれば約15億円程度要する見込みということであり、県の財政が厳しい中でどのように対応するのか早急に検討が必要である。【意見】</p>	<p>水産教育に実習船は必要であるという観点から、実習船の在り方について、関係機関と連携しながら検討することとしている。 平成19年5月の九州地方知事会議において福岡、長崎、山口の3県で、平成22年度の共同運行を目指して、具体的な検討を進めることとなった。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(2) 水産高校専攻科のあり方について 資格取得の人数が非常に少ないことから、現状では効率が低下していることは否めず、実習船青海丸の保有方法と併せて、中国地方等の他県や水産大学校との連携ができないかなどの検討を進める必要がある。(水産高校) 【意見】</p>	<p>平成14、15年度の専攻科入学生徒は少なく、それに伴い資格取得者数も少なかったが、平成16年度以降、専攻科入学生は増加し、資格取得者数も増加している。また、水産大学校との授業等における連携や他県の水産高校との交流などを推進している。今後とも、関係機関と連携しながら、水産大学校や他県との連携等について具体的に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(3) 水産高校本科のあり方について 県教育委員会は、中学生の進路希望や卒業生の就職及び進学状況等から生徒のニーズの把握をして、水産や海洋を取り巻く水産業界の動向を踏まえ、県の水産業界振興の観点から県の水産教育をどのようにリードしていきたいのか、明確な方針を示すべきである。 【意見】</p>	<p>平成17年9月に「県立高校再編整備計画」を策定し、水産に関する学科については、水産や海洋を取り巻く環境の変化に主体的に対応し、関連産業の発展に貢献できる人材を育成するため、「海・船・海産物」を活用し、海洋環境の保全に関する教育など、実践力の身に付く水産教育を推進することとしている。今後、生徒の志願状況や水産業界の動向を踏まえるとともに、普通科など他の学科と連携をとりながら教育内容の一層の充実を目指し、再編整備に取り組むこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>11 定時制高校の学校給食補助等</p>		
<p>(1) 夜間定時制高校における学校給食 ア 私費会計について ア 給食費は私費会計ではあるが、高校が実質的に管理を行っていることからすれば、管理責任を明確にし、適正な処理及び管理が行わ</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課) 保護者から徴収する県費外(私会計)会計の取扱については、現在、検討を進め、平成19年度に県費外会計の適正な取扱について、指針を示すこととしている。</p>	<p>改善途中</p>

<p>れていることを保証するためには、担当者印、事務長及び校長の決裁・承認印が必要である。</p>	<p>また、保護者徴収金マニュアルにおいては、保護者への会計報告をするよう義務づけた。</p>	
<p><b>【指摘】</b></p>		
<p>(イ) 私費会計は、その目的とするところにより生徒から金銭を徴収しているものであり、その徴収の目的以外に使用すべきではなく、また、私費会計の明瞭性及び適切性の見地からすれば、私費会計間でのやり取りは行うべきではなく、また繰越金の取り扱いについて明確にしておく必要がある。<b>【指摘】</b></p>	<p>同上。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 完全給食と補食給食とでは、県費負担に差があることについて</p>	<p>(主務課 教育庁学校安全・体育課)</p>	
<p>完全給食と補食給食とでは県費負担額に差がある。県の厳しい財政事情、及び定時制制度発足時と比較して、無職生徒数の増加等の社会状況の変化があることを踏まえ、当面は、完全給食実施校の既存施設の有効利用の観点等から現行どおりとしても、将来的には、公平性の観点から学校間のバランスを考え統一すべきである。<b>【意見】</b></p>	<p>完全給食実施校の既存施設の有効利用の観点等から、当面は、現行どおりとするが、今後、給食のあり方について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 夜間定時制高校の給食に対する補助について</p>	<p>(主務課 教育庁学校安全・体育課)</p>	
<p>夜間定時制高校の給食に対する補助制度は、経済的事実以外の入学者が増加している現状、また、平成17年度から国の補助が廃止になったことから、県として、補助を続けるかどうかについて、廃止を前提に検討する時期にきている。<b>【意見】</b></p>	<p>平成18年度に補助事業を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 定時制通信教育教科書等の補助事業 経済的な支援を必要とする定時制の生徒に対しては、学習面等に関して、より効果的な支援ができるような方策を検討していくべきである。<b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課) 平成18年度以降に入学・転編入学した生徒のうち、経済的に修学が困難な家庭の勤労生徒等に限定して、教科書無償給与の補助を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>12 県立高校の純歳出額負担の状況</b></p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>定時制は全日制と比較し、生徒1人当たり県費の負担は約38万円高くなっているので、充実した教育環境を提供することを前提に、より効率的な運用を目指す必要がある。<b>【指摘】</b></p>	<p>運営費に占める割合が高い給食業務の委託について、各学校の実状に応じ、必要性の薄い学校については給食を廃止するなど見直しを行い、効率的な運営費の運用ができるようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>13 県立高校経理事務の一元化</b></p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>(1) 本庁各課で行われている予算管理を一元化し、学校別の資金収支の状況が</p>	<p>平成18年度に教育庁各課の組織再編を行い、教職員課所管の学校管理運営費、</p>	<p>措置済み</p>

<p>1課のみで算出ができるようにすれば、学校別の資金収支や経理状況の把握が迅速に行えるようになり、コスト意識を徹底させた機動的、かつ効率的な学校運営が可能になると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(2) バランスシートを作成することで、学校別の資産の内容が明らかになり、ストック情報の分析を可能にし、財務状況のチェック等が可能になる。将来的にはバランスシートの作成を検討することも必要になると思われる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(3) 県の財務会計システムは、自動的に学校ごとの収支が把握できるようにはなっていない。また、給与システムから財務会計システムに学校別に取り込むこともできるようになっていないが、今後システムの改善等が行われる場合には検討される必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p>	<p>福利課所管の教職員住宅予算を教育政策課へ移管し、財産管理費と併せ学校予算の一元的な管理を行うこととした。</p> <p>他県や他部局の状況を参考にしながら検討する。</p> <p>関係課と調整の上、検討する。</p>	<p>改善途中</p> <p>改善途中</p>
<p><b>14 県立高校の再編整備計画</b></p> <p>(1) 学科別募集定員及び生徒の希望の乖離について</p> <p>総合学科については学科の内容がよく浸透していないのか、中学2年生3.9%、3年生6.7%で希望の方が低く、募集定員の方が高いので、現状の分析をし、対応することが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(2) 再編整備実施に係る地域等への対応について</p> <p>高校の再編整備は、教育効果を高めるために教育環境を整備するものではあるが、地域における人々の県立高校への思いを考えると、再編整備を進めていく中で、地域への説明を十分行い、より理解を得るよう努める必要があるように思われる。<b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p> <p>総合学科の学習内容等については、学校説明会や体験入学、ホームページなどにより中学生や保護者等への周知に努めるとともに、定員についても、生徒のニーズ等も踏まえ、平成18年度、平成19年度においては減じたところである。</p> <p>県立高校再編整備計画については、これまでも様々な機会を通じて、小・中学校長、小・中・高PTA関係者、中学校進路担当者、関係地域の方々に説明し、意見を伺い、また、再編統合し設置した新高校については、学校説明会を開催し、学習内容をはじめ、学校行事や部活動など学校生活について十分に説明するなど、生徒、保護者等への周知に努めている。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

(そ の 2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>1 山口県立山口図書館</b></p> <p>(1) 利用状況</p> <p>ア 運営方針との関連</p> <p>法的には定めがないとのことで事業評価は実施していないとのことであるが、事業評価の導入を検討すべきではないかと思われる。【指摘】</p> <p>イ 図書資料の受入</p> <p>(ア) 県民のニーズをより反映し、県立山口図書館の利用が促進されるための手段として、県内市町立図書館との連携を図りながら、図書購入依頼申込用紙の設置場所等を検討する必要がある。【意見】</p> <p>(イ) 県立山口図書館としての役割を遂行するという観点から、地域性や県民のニーズを反映し、県民の課題解決型サービスに対応できる資料を積極的に収集するなど、従来の収集方針を見直す必要がある。【指摘】</p> <p>(ウ) 貸出の状況(図書の利用の状況)を十分チェックし、図書資料受入の選定に反映させる必要がある。【指摘】</p> <p>(エ) 図書の購入を随意契約で行っているが、公共図書館の図書資料にあっては、社会の変化に伴い、定価から値引が行われることが一般的になっており、再販価格機能が維持していない状況においては、随意契約第2号を適用する理由にはならない。【指摘】</p> <p>(オ) 図書の購入価格について現状の随意契約による価格では、経済的により有利な価格かどうか比較することもできないので、随意契約に加えて競争入札制度を活用し、地元業者の状況も踏まえながら、書籍の購入コスト削減を図ることを検討する必要がある。【意見】</p> <p>(カ) 図書装備の委託費を購入金額で算出しているが、本来、図書装備の業務は購入冊数に比例している</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>平成18年度に、図書館における企画調整機能の強化等を図るため、館内組織を改編し、図書館内で事業評価項目の設定について検討した。設定した項目について平成19年度から事業評価を行うこととした。</p> <p>図書購入依頼の方法を周知するため、市町立図書館に周知協力を依頼するとともに、館内掲示等により来館者への周知を図った。</p> <p>山口県立山口図書館資料選択委員会において、県民ニーズや地域性に配慮しながら、県民の課題解決に対応できるよう山口県立山口図書館資料収集方針を見直し、平成19年4月1日改訂した。</p> <p>平成18年度から更に貸出用図書の利用実態調査を行い、分析結果を資料受入れの選定に反映するよう努めた。</p> <p>関係課と協議した結果、図書資料には再販価格機能があるという結論に達したため、従前どおり随意契約第2号を適用することとした。</p> <p>競争入札制度の活用を検討したが、迅速性が必要な週刊誌の購入等、一元的な導入は困難である。ただし定期購読図書の一部について、平成19年度から見積合わせで対応することとした。</p> <p>委託費の算定方法について検討したところ、購入冊数に比例した委託費はコストが割高となるため、現行の委託方法で</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>ため、購入冊数に比例して委託費を算出すべきであり、委託契約の委託費の算定方法の検討が必要である。【意見】</p>	<p>継続する。</p>	
<p>ウ 図書資料の貸出</p>		
<p>(7) 貸出図書の長期未返却者に対して、県ではペナルティを課するための規定が存在しないが、他県の長期未返却者に対するペナルティについて調査しているので、規程にどのように盛り込むか検討し、長期未返却者に対応する必要がある。【指摘】</p>	<p>山口県立山口図書館延滞資料取扱要領を平成19年4月1日に制定し、督促手順の明文化及び長期未返却者に対して貸出禁止処置を課することができるようにし、館内掲示、ホームページ、チラシ等により周知している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 未返却延滞図書についても、不明図書の除籍の基準と同じように、5年経過したものは除籍処分をし、督促をくり返して、回収のための経費を発生しないようにすることが必要である。【指摘】</p>	<p>山口県立山口図書館延滞資料取扱要領を平成19年4月1日に制定し、督促の方法を定め、貸出から5年間経過した長期未返却図書は除籍することとした。また、督促の方法を見直し、経費面も考慮した督促を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 「県立図書館あり方検討委員会報告書」の趣旨に沿って資料収集等の方向性を検討し、蔵書の貸出率を高めるための施策も必要である。【指摘】</p>	<p>山口県立山口図書館資料収集方針を平成19年4月1日改訂するとともに、収集した資料の紹介や展示等を実施し、蔵書の貸出率の向上に努めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 各分類において書籍ごとの貸出実績がないものは原因を分析し、今後の受入方針に反映させていく必要がある。【指摘】</p>	<p>貸出実績のない原因を随時分析して、この結果を資料受入の方針に反映させていくよう努めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 市町立図書館等の支援状況</p>		
<p>(7) 学校図書館への貸出は、児童・生徒にも県立山口図書館資料の利用を促す効果があり、今後、より一層連携を深め、県立図書館の役割を果たす必要がある。【指摘】</p>	<p>研修会や講師派遣により、学校図書館関係者に対し県立図書館資料の貸出についてPRに努めた結果、学校図書館への団体貸出が増加し、学校関係者との連携も深まった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 巡回協力車の運行には、司書が巡回することでの市町立図書館との連携の強化と、各館の課題等に対する支援という側面もあり、物流の増加に対するコスト面の検討に加えて、県立山口図書館の役割を果たすという観点から、現状の巡回回数等巡回協力車の運行の状況を分析し、合理的な実施方法を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>巡回協力車の運行について、その業務状況やコスト面などを分析・検討した結果、平成19年度から、巡回コースを見直すとともに、各市町立図書館との貸出・返却に係る物流の増加に対応して宅配便の拡充を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 図書資料の管理</p>		
<p>ア 図書資料点検</p>		
<p>配架ミスには特段の注意をし、不明図書資料発生防止に努める必要がある。また、無断持ち出し防止対策には、BDS（ブックディテクシ</p>	<p>配架ミス防止に努力するとともに、無断持ち出し防止のため職員の巡回回数の増や利用マナーの向上啓発に努めた。BDSの導入等については引き続き検討す</p>	<p>改善途中</p>



<p>ョンシステム)の導入等が必要である。<b>【指摘】</b></p> <p>イ 図書資料収蔵能力と現状の保有棚数の状況</p> <p>(ア) 保存スペースへの対応として、利用が少なくなり、開架から閉架書庫へ移動したものは、必要性がなくなっているものとして、廃棄を進めるべきである。<b>【意見】</b></p> <p>(イ) 資料の劣化対策については、資料のマイクロ化やデジタル化を図ることも検討する必要がある。<b>【意見】</b></p> <p>(3) 備品等の管理</p> <p>ア 使用されていない備品が放置されており、物品規則に基づく手続きもなされていない。レコード及び8ミリ映写機を含め、早急に物品規則に従った処理を行う必要がある。<b>【指摘】</b></p> <p>イ 物品標示票の貼付がない「パソコン」が1台放置してある。個人所有であればその旨明記しておき、県に管理保管責任がある備品とは明確に区分しておく必要がある。<b>【指摘】</b></p> <p>(4) 施設の利用状況</p> <p>ア レクチャールームの使用料は1時間2,840円、冷暖房費は実費とされている。16年度の冷暖房費は1時間1,080円とされているが、その根拠が明確となっていない。条例で実費とされており明確にする必要がある。<b>【指摘】</b></p> <p>イ レクチャールームの利用は1年中利用可能となっているが、1年中利用可能であるにしてはあまりにも低い利用率である。施設の効率的利用の面から、利用の増加について検討すべきである。<b>【指摘】</b></p> <p>ウ 旧視聴覚センターの現状は、視察した結果、物置であり、県立山口図書館等は、資料の収蔵能力に限界がある状態においてはその用途等を含めて有効活用する方策を検討すべきである。<b>【指摘】</b></p> <p>(5) 人件費</p> <p>これからは、調査研究、情報検索におけるレファレンス業務の役割とその有効性を高めるとともに、市町立図書館への支援業務等への充実や、県立山</p>	<p>る。</p> <p>暫定的な保存スペース対応として、重複図書の除籍を行い、計画的に除籍・廃棄を進め、保存スペースの確保に努めている。</p> <p>資料の劣化対策として、マイクロ化等行ってきており、今後も計画的にマイクロ化、デジタル化を図る。</p> <p>レコード以外の不用備品については、物品規則に基づき廃棄した。なお、レコードについては希少価値の高いものがあるので、利用方法等について、平成19年度中に検討する。</p> <p>調査した結果、個人所有のものであると判明したため、所有者に持ち帰らせた。</p> <p>冷暖房運転は全館供給システムでレクチャールームだけの実費は把握できないため、19年度に全館の冷暖房費を面積按分し、レクチャールームの面積分を実費として算出することとする。</p> <p>利用の増加には施設設備のリニューアルが不可欠であるが、既設書庫の収蔵能力に限界が来ているため、施設の有効活用の面から書庫への転用を検討している。</p> <p>書庫等への転用による有効活用について平成18年度に検討したが、点字図書館、文書館等が利用している場所があり、引き続き検討する。</p> <p>平成18年度に市町立図書館への支援業務や図書館運営等に配慮した館内組織の再編を行い司書の専門性をさらに発揮するよう努めた。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
---	---	---

口図書館内部における図書の整備・点検等、県立山口図書館の運営等に司書の専門的能力をより発揮する必要がある。【指摘】

(6) 委託契約事務

ア 清掃業務の履行確認について、業者からの清掃日誌の様式が契約書の「清掃作業項目及び周期一覧」と一致していないため、履行確認が十分できない可能性がある。履行確認が確実にできるように清掃日誌の様式を検討すべきである。また、清掃日誌の記入状況も雑であり業者に確実にを行うよう指導することが必要である。【指摘】

イ 入札を実効あるものとするため、一般競争入札、または指名競争入札の場合の予定価格の公表等検討する必要がある。【意見】

ウ 契約を一つにすることにより業者としてもより効率的な仕事ができる可能性があり、ひいては契約金額が下がる可能性があり、漫然と前年度契約と同様の契約を行うことなく、契約方法について検討する必要がある。【意見】

(7) 図書館ネットワークシステム

ア 県立山口図書館の資源の有効利用を促進するためには、県立山口図書館の蔵書検索が県内どこにいても可能であることを県民によく周知し、ホームページの利用度を高める必要がある。【指摘】

イ セキュリティの脆弱性に関して問題が発生しないようにセキュリティの方針を規程として定め、定期的に見直しを図る必要がある。【意見】

ウ 市立図書館へ行けば、県立山口図書館や他の市立図書館の蔵書検索ができることを新聞・テレビ等で周知する必要がある。【意見】

履行確認が十分出来るように、清掃日誌の様式の見直しを行い、委託業者への指導も行った。

予定価格を入札執行前に公表することについては、建設工事等一部の契約を除き、入札価格の高止まりを招くおそれがあることや、他県でも極めて例が少ないこと等から、現時点では時期尚早と思われる。

当面は、入札執行後に県ホームページ上で予定価格等の入札情報を公表することにより公正性・透明性の確保を図ることとし、入札執行前の公表については、今後、国や他県の動向も見極めながら検討を行っていきたい。

契約内容等を検討した結果、平成19年度から空調自動設備保守関係の空調自動制御装置保守点検、ガス直だき吸引式冷温水機及び冷却塔保守点検、空調調和機等保守点検の業務契約を一契約とした。

県立山口図書館の蔵書検索が県内どこにいても可能であることを行事などの広報を通じてアドレスの周知を図るとともに、ホームページの更新をタイムリーに行って魅力あるものにすることでアクセスを増やすことに努めた。

平成18年度に山口県立山口図書館情報セキュリティ対策手順書を定め、平成19年度から施行した。

県内図書館の横断検索等蔵書検索については、テレビ等でPRするとともに、県や図書館の広報紙等で県民への周知を図っている。また、市町立図書館へは、蔵書検索機能のPRを要請した。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

<p>(8) 光熱水費の使用状況 水道の使用量については、設備の老朽化に伴い、漏水等が発生する可能性もあり、発生すれば使用量が多くなるので、漏れがないかなど、絶えず使用量の推移等に注意する必要がある。</p>	<p>水道の使用料については、冷暖房機械設備等運転管理業務を委託している業者に毎日使用量を確認・報告させるなどチェック体制の強化を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 (9) 点字図書館の業務運営 ボランティアグループに、資料作成等を支援してもらっており、ボランティアグループに保険に加入するよう勧めているが、県ではボランティア保険に加入していない。リスクマネジメントの観点から県が傷害保険に加入すべきではないかと考える。【指摘】</p>	<p>平成19年度から同保険（280円／年）の半額に当たる自己負担分（140円）を県費で支弁することとした。なお、残り半額は山口県社会福祉協議会が負担している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 障害者サービス等の展開 県民への図書館サービスの充実強化策として、ビジネス等の課題に対応した資料の提供や情報の提供を行っていく必要があり、社会経済環境の変化に伴う利用者のニーズに的確に対応した、サービスの提供に努めるべきであると思われる。【意見】</p>	<p>平成18年度からビジネス支援のためのコーナーを設置し、各関係機関との連携により、資料や情報を収集提供しており、県民ニーズに的確に対応したサービスの提供に努めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(11) 県立山口図書館の運営コスト ア 県立山口図書館建物内には、山口県文書館があるが、休館日が県立山口図書館とは異なっており、休館日を統一することにより光熱水費の削減効果等がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から月曜閉館として、休館日を統一した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 同一館内にある県立山口図書館と山口県文書館で、総務部門の業務内容には重複するものがあり、総務部門の一元化をすることにより経費の削減が可能である。【意見】</p>	<p>図書館と文書館の総務部門の統合について検討を行い、平成19年度から図書館と文書館の総務部門を統合した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 県立図書館のあり方検討委員会で県立図書館の役割が明確にされたことにより、組織内の分掌事務についてもその役割を効率的に遂行するという観点から見直し、検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度に組織改正し、分掌事務の見直しを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(12) 県立山口図書館の管理運営のあり方 指定管理者制度について、市町立図書館への支援等の公共性を実現する責任は、当該制度に移行しても変わるものではないことを前提とすること等の点に留意し、導入の可能性を検討することが必要である。【意見】</p>	<p>平成18・19年度の2カ年で指定管理者制度の導入の可能性について検討している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(13) 各施設に関連する意見 ア 館長の非常勤化の検討 施設を対外的に代表する「顔」と</p>	<p>管理運営のあり方を検討する中で、館</p>	<p>改善途中</p>

<p>して活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>長の非常勤化について検討していく。</p>	
<p>イ 定型的委託業務のコスト削減に関して</p> <p>現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。【意見】</p>	<p>望ましい管理運営のあり方について検討する中で、業務内容毎に合同契約の可否についての検討を行うこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 管理運営のあり方の県民への説明責任</p> <p>各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>他県の事例を調査するなど、望ましい管理運営の在り方について検討し、最良の管理運営方式について県民へ説明できるよう努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>2 山口県文書館</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>(1) 利用状況等</p> <p>文書館の目的が遂行されるためにはより多くの県民が利用する必要がある。県民が古文書に親しみ、読解力を高める機会を提供するための普及教育活動等を充実させ、展開する必要がある。【指摘】</p>	<p>古文書解読講座（入門講座、専修講座の2種類）を毎月開催するとともに、平成18年度から普及教育行事として「アーカイブズウィーク」を開催している。今後とも普及教育活動の充実に努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 資料収集・公開</p> <p>ア 藩政文書（毛利家文庫）については寄託を受けており、寄託契約書はないということであった。受託の条件等を整理して契約書を作成し、寄託を受けた者としてその資料を保管する必要がある。【指摘】</p>	<p>寄託者に対し、寄託契約書の必要性を申し入れており、契約の締結に向けて今後も努力する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 諸家文書の寄贈については、従来から研究員6人の協議により評価している。第三者を交えた客観的な評価規程を作成すべきと考える。【指摘】</p>	<p>評価の仕方など、他県の状況も参考にしながら引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 寄託品については評価していないが、保管責任の観点から、寄贈品と同様に評価規程を作成し、評価することを検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>他県の状況も参考にしながら引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 寄託品に保険を付保していない</p>	<p>他県の状況を調査したところ、保険を</p>	<p>改善途中</p>

<p>が、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か検討の必要がある。【指摘】</p>	<p>かけていた例はなかった。今後とも防災や危機管理に万全を期していくとともに、寄託者に対し、事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付す等の対策を検討していく。</p>	
<p>オ 1950年代、1960年代の公文書については相当の時間が経過しており、個人情報の検討作業を早急に進め、県民が利用可能な状態にする必要がある。【指摘】</p>	<p>平成18年度から非常勤嘱託職員を配置し、閲覧に向けて個人情報の確認作業を行っている。</p>	改善途中
<p>カ 寄託文書については、返還時における後日の寄託者との認識の相違が生じないように、資料の写真を撮ること、双方で確認した旨及び署名押印をし、受託書か、または別紙調書を作成し、保管しておく等の措置が必要である。【意見】</p>	<p>文書が多種多様かつ点数が多いため、1点毎の確認・写真撮影には長大な時間と労力が必要である。そのため認識の相違が生じないように、寄託時に目録を作成し、文書を双方で確認した上で、受託書を交付している。</p>	措置済み
<p>キ 文書を廃棄しようとする時は、文書館館長に照会しなければならないとして、文書館の館長に廃棄文書の取扱いに関する判断を求めらるようになっている。平成17年度からの運用に際して、学事文書課で文書引継ぎのルールを検討中であるが（平成17年8月の監査日現在ではできていなかった。）、山口県公文書取扱規程の趣旨に沿ったルールを早急に整備し、確実に運用がなされるように関係各課に注意を喚起する必要がある。【意見】</p>	<p>学事文書課と協議し廃棄時の事務手続きを確認した上で、廃棄予定文書の引き継ぎに関して各所属機関に文書により周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p>(3) 資料の管理</p>		
<p>ア 資料の整理状況</p>		
<p>(ア) 行政文書のデータ未入力分は、少なくともこの5年間整理された実績がない。収蔵スペースの問題もあり、文書としての資料の価値があるのかないのか検討し、処分も検討する必要があると思われる。【指摘】</p>	<p>行政文書は、歴史的資料として保存価値があると判断されるものを収集している。資料整理については職員体制を見直し、平成18年度から専門知識を有する非常勤嘱託職員を雇用して行政文書のデータ入力に努めている。</p>	改善途中
<p>(イ) 業務の内容を分析し、専門分野以外の業務には臨時職員を採用し、資料の整理を促進できないか検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>職員体制を見直し、平成18年度から専門知識を有する非常勤嘱託職員を雇用して資料整理の促進に努めている。</p>	措置済み
<p>イ 収蔵資料の現物点検</p>		
<p>春日山庁舎書庫は文書資料の保存には適切な施設とは言い難い。このため、文書資料の保存上、機能の優れた書庫を確保することができないか、早急に検討の必要がある。【指摘】</p>	<p>平成18年度から書庫対策について館内に検討会を設けるとともに、関係部署とも検討・協議を行っている。</p>	改善途中

<p>(4) 切手・はがきの管理</p> <p>ア 帳簿残高と現物の残高は、現物が2枚不足しているという状況がみられた。郵便切手類受払簿の記帳は正確に行うことが必要であり、誤った帳簿残高と現物が一致している状況は好ましくない。【指摘】</p>	<p>記帳漏れがあったものであり、直ちに訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 購入に当たっては、経済性の観点から、実際の使用状況をみながら購入枚数を決めることが必要である。【意見】</p>	<p>使用状況を確認し、必要最小限の購入を行うよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 文書館の運営コスト</p> <p>コスト意識をもって、古文書及び公文書の収蔵や保管という必要な役割を果たすとともに、現状分析と明確な改善目標を設定して事業評価を行い、効率性にも配慮した管理運営が必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年度中に館内で評価項目の設定について検討し、平成19年度から閲覧利用に関する現状分析を行うとともに、効率的な管理運営のための事業評価を行うこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 文書館の管理運営のあり方</p> <p>ア 県立山口図書館・文書館・点字図書館の休館日の統一について</p>	<p>平成19年度から月曜閉館として、休館日を統一した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>文書館来館者は、その動線上で県立山口図書館の蔵書を設置してある棚等を越えれば自由に手にすることができる状態にあることが判明した。県有備品の紛失にもつながりかねないため、財産保全の観点及びコスト削減効果（約200万円）も踏まえ、休館日の統一に向けて適切な管理方法を早急に検討すべきである。【意見】</p>		
<p>イ 文書館と県立山口図書館の総務部門一元化について</p>	<p>平成19年度から館長を非常勤嘱託とし、文書館と図書館の総務部門を統合した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>文書館を麻以外の出先機関として位置づけて、文書館の総務部門を県立山口図書館に一元化することにより、経費の削減を図るべきである。さらに、文書館を県立山口図書館に統合することが可能であれば、県立山口図書館の館長が文書館を統括することになり、館長は一人でよくなり、県立山口図書館と文書館の組織を一元化することにより予測されるコストの減額は、約14,000千円程度見込まれ、効率性・経済性が大幅に改善されると思われる。【意見】</p>		
<p>ウ 文書館の現状の課題への対応</p> <p>古文書及び公文書の保管場所として適切な収蔵庫の確保の問題、また、公文書の電子による永久保存を検討</p>	<p>平成18年度から館内に諸課題への検討会を設け、書庫対策等の諸課題の研究・検討を行っている。</p>	<p>改善途中</p>

<p>するなどの課題への対応や休館日の統一、組織の合理化への対応等を含めて、文書館としてのあり方の検討を行うべきである。【意見】</p>		
<p>(7) 各施設に関連する意見</p>		
<p>ア 館長の非常勤化の検討 施設を対外的に代表する「顔」として活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から館長を非常勤とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 管理運営のあり方の県民への説明責任 各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>他県の事例を調査するなど、望ましい管理運営の在り方について検討し、最良の管理運営方式について県民へ説明できるよう努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>3 山口県立山口博物館</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>(1) 利用状況等</p>		
<p>ア 友の会の設置を検討し、県立山口博物館に親しんで利用したいと思う人の組織化を進めるなど、入館者増加対策について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>友の会の設置について検討をしてきたが、明確な結論は出なかった。今後も引き続き、他館等の状況を踏まえて、導入の是非について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 県立山口博物館の活動にボランティアを受入れ、イベントの運営、広報活動等の支援を得ることは、間接的には入館者増につながるものと考えられることから、受入れを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>現在、組織化されていないが、天文分野におけるボランティア活動が行われている。今後、活動範囲の拡大に向け検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 学校別に入館者の状況を分析し、特に、入館者のない学校には、県立山口博物館についての使命、役割、展示物等についての広報活動等を行うなど、入館者の増加対策を進める必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度は、学校別の広報活動について特に前年に入館等のない学校を重点的に行い、学校関係の入館者等が1.5倍程度増加した。今後とも、入館者の増加対策に努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 山口・防府、宇部・小野田、下関以外の地域については入館数が少ないが、その原因を分析するとともに、広報活動の実施方法についても検討の必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度は、特に前年に入館等のない地域の学校への広報活動を重点的に行い、岩国地域の入館者数が増加するとともに、学校関係の入館者等が1.5倍程度増加した。今後とも、入館者の増加対策に努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 収支状況及び入館料等の分析 企画展は無料入館者が多いため、財</p>	<p>現在の財務会計システムでの運用は困</p>	<p>改善途中</p>

<p>務分析は行われていない。企画展にどの程度の費用が実際発生しているかを確認することは次の計画のためにも重要であることから、今後事業ごとの費用の把握ができるように財務システムの検討が必要である。【指摘】</p>	<p>難であるため、システムの改修を行う際に、検討することとする。</p>	
<p>(3) 収蔵資料の受入</p>	<p>学術的評価は可能であるが、金銭的評価については現実的には不可能なため、今後、評価を実施する機関を定めるなどの評価方法を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ア 寄贈</p>		
<p>寄贈品の評価方法については、外部の第三者の鑑定の結果が書類で残されていないので、評価額が妥当かどうか確認することはできなかつた。業者の調査した価格等確認できる資料を保存する必要がある。</p>		
<p>【指摘】</p>		
<p>イ 寄託品について</p>	<p>平成14年に山口県立山口博物館資料取扱要綱の改正を行い、寄託期間を5年と定めた。当該寄託品は、要綱改正以前に寄託を受けたものである。今後とも、要綱に基づき適正に管理する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) 寄託受書に寄託期間の記載がない。【指摘】</p>		
<p>(イ) 県は寄託品について受入れ時に評価していない。賠償責任がある以上、寄託時に評価し、寄託者と合意しておく必要があると思われる。【指摘】</p>	<p>既存の寄託品については更新等の機会を捉えて評価し、受託者と合意することとする。今後受け入れるものについては、寄託時に評価し、寄託者と文書で合意することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ロ) 寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>他県の状況を調査したところ、保険をかけていた例はなかった。今後とも防災や危機管理に万全を期していくとともに、寄託者に対し、事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付す等の対策を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ハ) 寄託資料の状況について、寄託者と県立山口博物館の両者が確認した旨の記載及び確認印を押印し、返還時に寄託品の状況について認識の相違が生じないようにする必要がある。【意見】</p>	<p>寄託者と寄託品の状態について確認し、お互いに認識に相違が生じないように内容を記録した書類を作成することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ニ) 寄託品の在庫件数108件のうち、この10年間展示や貸出に利用されたことがないものが14件あり、博物館資料受入基準に従って受入れたものが10年間展示や貸出に利用されたことがないというのは、受入れが妥当であったのかどうか問題であり、これらの寄託品について博物館資料として有効性を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>寄託者の意向を確認の上、意向に沿った展示を考え、有効活用していく。また、資料は展示することのみでなく、貴重な資料として保管・保存することも博物館の重要な役割の一つと考えている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ホ) 既に寄託者の住所不明が10人(17件)あり、しかも増加するこ</p>	<p>今後とも、要綱に基づき適正に管理する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>なお、保管・保存資料については、博物館ホームページにおいて収蔵資料として紹介・PRしている。</p>		



<p>とも考えられるので、取扱要綱に従って寄託品の更新を実施すべきである。【意見】</p>		
<p>(キ) 寄託者が死亡し、相続が発生しているものがあるということであるが、相続の場合の寄託の取り扱いを取扱要綱に定める必要がある。【意見】</p>	<p>山口県立山口博物館資料取扱要綱に基づき、5年ごとの更新の際に、寄託者の状況を確認することとした。なお、相続発生時は正当な相続人の意向に基づき、寄託品を返還するなどしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 収蔵品の現物管理</p>		
<p>ア 資料の整理の状況 専門的知識を必要とする分野以外の未整理資料については、アルバイト等を雇用し、早期に資料化すべきである。【指摘】</p>	<p>学術的な資料整理は専門知識を身につけた職員のみが行える作業であり、現職員体制で可能な限り進めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 現物点検 資料については、未整理のものが約3分の1あり、資料の整備が先ではあるが、現物管理上、資料の重要度を考慮し、点検の実施方法を明確に定め、効果的かつ効率的に実施する必要がある。【指摘】</p>	<p>アルバイトでの対応が可能な単純作業については、実施方法を定めて、年次的に未整理資料の点検を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 収蔵能力 収蔵スペースは限界に達している状況であり、今後、資料が増加すれば収蔵庫の確保が必要となる。寄託品について貸金庫代わりとも思えるようなものなどは返還するなど整理することも必要である。【指摘】</p>	<p>県民の貴重な財産である資料は展示することのみでなく、貴重な資料として保管・保存することも博物館の重要な役割りの一つと考えており、今後とも収蔵スペースの確保に努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 物品標示票の貼付について</p>		
<p>(ア) 全指定物品24件のうち、物品標示票の油性マジックが消えて読めないものが3件、物品標示票の貼付がないものが3件あった。 【指摘】</p>	<p>物品標示票の貼付がないもの、字が消えて読めないものについては、新たな物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 収蔵資料の中に、物品規則の趣旨に従わず、物品標示票を貼付しているものがあった。【指摘】</p>	<p>物品標示票を添付することが適当ではない物品の物品標示票については、取り外した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 指定物品</p>		
<p>(ア) 指定物品を取得した場合、取得日から20日以内に県知事への報告が義務付けられているが、8件については指定期間を経過しており、物品規則第12条第7項の規定に従っていない。【指摘】</p>	<p>物品規則に基づいた処理を行うよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定物品である日本画他2点について、評価調書が添付されていない。評価した者及び評価の基準・方法・評価額等が不明であり、貸出等を行う場合、保険の付保に当たり評価額は必要である。事後</p>	<p>指摘のあった指定物品の評価については、評価方法等を検討しており、今後評価方法を整理し評価を行う。</p>	<p>改善途中</p>

<p>的になるが評価を行っておく必要がある。【指摘】</p>		
<p>カ 収蔵品の有効利用</p>		
<p>(ア) 倉庫に保管したままになっている収蔵品があるが、展示に利用するなど広く県民のために有効活用されるべきである。そのためには物品規則第32条の保管転換の手続きにより、山口県立美術館で保有すべきである。【指摘】</p>	<p>総合博物館である当館の各部門の調査研究のために収蔵した資料であり、また、資料は展示することのみでなく、貴重な資料として保管・保存することも博物館の重要な役割の一つと考えている。なお、収蔵品の展示など有効活用については、従来から山口県立美術館などと連携している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 県立山口博物館の所蔵品には、日本画、屏風、掛け軸、洋画、版画、焼き物等があり、県立山口博物館で所蔵すべきものかどうか、収蔵場所について検討を要するものがある。【指摘】</p>	<p>総合博物館である当館の各部門の調査研究のために収蔵した資料であり、また、資料は展示することのみでなく、貴重な資料として保管・保存することも博物館の重要な役割の一つと考えているため当館で保管する。なお、収蔵品の展示など有効活用については、従来から山口県立美術館などと連携している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 備品等の管理</p>		
<p>ア 劇物の保存について</p>		
<p>劇物14品中13品は平成15年度に不用の決定をしたものの、その後廃棄されず、長期滞留していた。安全性の観点から、物品規則第48条の規定により早急に廃棄すべきである。</p>	<p>平成18年2月13日に廃棄した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>イ 図録について</p>		
<p>図録については、現物の部数と受払帳の部数が照合できるように、贈呈用の部数についても受払の記録を残すように整理する必要がある。</p>	<p>贈呈用図録については、送付先と贈呈部数がわかるように記録を保存するとともに、受払帳においても贈呈部数を記入し、残数の確認ができるようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>ウ 切手・葉書の取得・管理及び処分</p>		
<p>切手、はがき出納簿において、使用したものの職員の受領印が全てにわたり押印されていないので、使用者が誰なのか不明である。切手、はがきの管理上は使用職員の受領印を押印し、使用者を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>切手・はがきの受払の際、使用職員の受領印を押印することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 人件費</p>		
<p>振替出勤日における時間外手当の割増率について、割増率は125/100でなければならないのに、135/100の割増率を適用しており、計算が誤っている。</p>	<p>時間外手当の割増率の誤適用については、平成17年11月21日に戻入し、適正に処理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(7) 委託契約事務</p>		
<p>ア 空調設備等運転管理(2,909千円)については、3社から見積もりを徴</p>	<p>空調設備等運転管理業務委託については、平成18年度から、指名競争入札を実</p>	<p>措置済み</p>

<p>取しており、随意契約する必然性について検討の余地がある。【指摘】</p> <p>イ 空調設備、対戦型ロボット、展示用ロボットに係る3件の保守点検業務の委託先が、業務の再委託を行っている。契約書上、再委託は制限されており、再委託を行う場合には、館長の書面による承認が必要であるが、その手続が行われていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>ウ 「清掃日誌」と契約内容とを照らし合わせてみたところ、契約上清掃が求められている場所について、清掃を行ったとの記載がないものがある。「清掃日誌」は、契約の履行を確認する意味を持つものであり、契約との不整合がないか常に管理する必要がある。【指摘】</p> <p>エ 館内外清掃業務の入札の効果をさらに上げるためにも、予定価格の公表等検討する必要もある。【指摘】</p> <p>オ 空調設備等運転管理、自動ドア保守点検、特定建築物管理業務、資料薫蒸業務、展示室及び理工展示物保守点検及び暖房用温水ボイラー整備点検業務は契約金額は変化がないかまたは下落しているにもかかわらず、予定価格は上昇している。予定価格が実態にあっておらず、積算について見直す必要もあるのではないかと考えられる。【指摘】</p> <p>(8) 工事請負契約等</p> <p>ア 工事請負契約 車椅子用昇降機取付工事は、階段に車椅子用昇降機を取り付けたものであり、昇降機として公有財産台帳に記載すべきものとする。【指摘】</p> <p>イ 営繕工事契約 (ア) 営繕工事の支払いが請求書受領後1ヶ月以上経過しているものがあった。【指摘】</p>	<p>施した。</p> <p>平成18年度から、再委託については館長の承認を行った。</p> <p>委託業者に確実に清掃日誌に記載するよう指導するとともに、職員による確認を徹底した。</p> <p>予定価格を入札執行前に公表することについては、建設工事等一部の契約を除き、入札価格の高止まりを招くおそれがあることや、他県でも極めて例が少ないこと等から、現時点では時期尚早と思われる。</p> <p>当面は、入札執行後に県ホームページ上で予定価格等の入札情報を公表することにより公正性・透明性の確保を図ることとし、入札執行前の公表については、今後、国や他県の動向も見極めながら検討を行っていきたい。</p> <p>平成18年度から前年度の契約実績と積算を比較し、金額の低い方を予定価格とした。</p> <p>平成18年1月1日現在の公有財産台帳価額の改訂に際し、公有財産台帳に記載した。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、支払が遅延しないよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	---

<p>(イ) 営繕工事関係支出については、公有財産台帳等には記載しないこととしている。燻蒸ガス除毒装置、3F. 4F. フットライト取付工事は明らかな資産の取得があり、公有財産等として、台帳記載が必要ではないかと考える。【指摘】</p>	<p>燻蒸ガス除毒装置は、備え付けの設備でないことから公有財産台帳に記載する設備ではなく、フットライト工事については既存施設の補修に過ぎず、財産価値の上昇が認められないことから、台帳に記載していない。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 県立山口博物館の運営コスト 人件費について、他の県立博物館との比較や設置者が県立博物館以外の公益法人等との比較をし、職務の役割と従事者数等について見直しをするなど、人件費の削減を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>当館は総合博物館であるため、7つもの分野があり、それぞれの分野に専門の学芸員を配置しているため、他県に多く見られる単分野の博物館に比べると人件費は多くなるが、展覧会費をはじめとする運営費は他県に比し非常に少額であり、職員の創意・工夫により事業費に頼らず精一杯の博物館活動を行っているのが実態である。今後、指定管理者制度の導入の可能性について検討する際に、併せて人件費の抑制等について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(10) 県立山口博物館の管理運営のあり方 ア 最近の入館者数が減少していることから、県立山口博物館の設置目的にあるサービスが、県民のニーズに適合し提供されているのか検討が必要である。【意見】</p>	<p>県民のニーズに合った企画展の開催や館内授業などの学校と連携した取組を行い、入館者数は平成17年度から増加傾向にある。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 指定管理者制度について民間事業者等（指定管理者）が、県立山口博物館の設置目的の遂行を県民のニーズに適合させながら運営することが可能か（博物館資料等についての専門的な知識を有するスタッフの配置が可能かを含めて）などの観点から、導入の可能性を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18・19年度の2カ年で指定管理者制度の導入の可能性について検討している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 施設設備の計画等、県立山口博物館のあり方を検討する際には、平成16年4月に公表されている、山口市の第5次の街づくり構想の観点を踏まえることも必要である。【意見】</p>	<p>当館の在り方等を検討する際には、山口市の街づくり構想も考慮しながら検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(11) 各施設に関連する意見 ア 館長の非常勤化の検討 施設を対外的に代表する「顔」として活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>管理運営の在り方を検討する中で、館長の非常勤化について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 定型的委託業務のコスト削減に関して 現在、各施設ごとに契約を行って</p>	<p>望ましい管理運営の在り方について検</p>	<p>改善途中</p>

<p>いるが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。【意見】</p>	<p>討する中で、業務内容毎の契約の可否について検討を行うこととした。</p>	
<p>ウ 管理運営のあり方の県民への説明責任</p>	<p>他県の事例を調査するなど、望ましい管理運営の在り方について検討し、最良の管理運営方式について県民へ説明できるよう努める。</p>	改善途中
<p>4 山口県立美術館</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(1) 利用状況</p>	<p>平成16年度にピカソ展、平成17年度に興福寺国宝展、平成18年度に「雪舟への旅」展と魅力のある展覧会を実施した。今後も、予算状況を勘案しながら、入館者数の増加に向けて、魅力ある共催展と企画力ある自主企画展を計画的に開催していく。</p>	措置済み
<p>ア 入館者の推移</p>	<p>入館者の増加のためには、魅力ある共催展の実施及び企画力のある自主企画展の開催が必要と考えられる。【指摘】</p>	
<p>イ 企画展開催状況</p>	<p>無料対象者の入館料の有料化について、入館者数の状況等を踏まえて、検討している。</p>	改善途中
<p>(ア) 共催展は、共催者にとって、社会文化事業としての展覧会の開催に当たり、他県に比較して収支が悪いこととなれば、山口県での開催が少なくなることも考えられ、県として、無料であるために開催上不利となる額の負担等の検討が必要である。【指摘】</p>	<p>財務会計システムの改修を行うときに併せ検討することとした。</p>	改善途中
<p>(イ) 現在の県のシステムからは、収支明細を自動的に作成することはできないため、手作業で収支明細を作成しており効率的ではない。事業を行う限り、収支の状況は明らかにする必要がある、(そうでなければ事業評価はできない)、会計システムについて検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>実行委員会のメンバーである報道機関の意向や入館者数の状況を考慮しながら、入館料の有料化について、検討している。</p>	改善途中
<p>(ウ) 財務執行の透明性を確保する観点からすれば、今後、実行委員会方式を採用する場合は、追加支出という方法ではなく、児童生徒や</p>		

<p>高齢者の有料化も検討する必要がある。【指摘】</p>		
<p>(エ) 平成16年9月27日付けの競争入札等審査会（業務委託契約）が作成されており、選考業者としてピカソ展実行委員会となっているが、選考理由等の書類が不備である。【指摘】</p>	<p>選考理由の書類等を添付し、書類の不備を改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) 県の払い戻し額23,939千円は、完了検査が平成17年6月17日であり、平成17年度の歳入となっている。展覧会が3月に終了しており、やむを得ないともいえるが迅速に処理すべきである。【指摘】</p>	<p>今後は、展覧会終了後、速やかに金額の確定及び歳入歳出等の事務処理を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 入館料等の収入  入場券の受払台帳がないが、入場券の管理としては、発行枚数から使用した枚数を控除する受払台帳を作成し、年に1度は未使用枚数と照合し、発行した枚数の顛末が明らかになるようにすべきである。【指摘】</p>	<p>受払台帳を作成し、未使用枚数の照合を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 美術品の受入</p>		
<p>ア 購入</p>		
<p>(ア) 美術品収集の方針はあるが、具体化された計画がなく、購入実績と比較して計画の達成度や計画の見直し等ができない状況であり、購入実績と比較できるように具体的な収集計画の作成が必要である。【指摘】</p>	<p>収集対象となる美術品が市場に出る時期をあらかじめ把握することは、極めて困難であるが、現行の第2次作品収集計画に沿って、各年度ごとの収集計画を作成することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 開設以来、美術品の購入は原則として業者提示価格で行っているということであるが、業者が作成した証憑書類はなく、少なくとも業者から提示価格の証憑書類をとる必要がある。【指摘】</p>	<p>業者から提示価格の証憑書類を提出させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 美術品購入価格決定の書類としては評価証が残るのみで過程が不明である。価格の経済性をチェックするという観点からも購入する美術品の評価の状況等、審査会の記録を残すべきである。【指摘】</p>	<p>購入する美術品評価の状況等を審査会の議事録に残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 寄贈</p>		
<p>(ア) 平成16年度取得の美術品については備品管理簿（台帳）に記載されていない。また、保管転換した作品について作品カードと照合しようとしたが作成されていなかった。【指摘】</p>	<p>記載漏れのあった美術品について、管理簿に記載するとともに、保管転換した作品については、作品カードを作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 平成16年度に基金により購入し</p>	<p>今後、基金から払い戻しを受けるため</p>	<p>改善途中</p>

<p>た香月泰男「アムール」60,000千円は県立美術館としての取得ではなく、基金所有によるものであり県立美術館の備品ではない。</p>	<p>の手続きを進める。</p>	
<p>【指摘】 (ウ) 香月泰男「涅槃」の寄附は平成16年3月31日とされているが、物品寄附採納承認通知書の日付は平成16年4月2日であり、書類からすれば平成16年度取得となる。</p>	<p>取得年度を平成15年度から平成16年度に修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 (エ) 保管転換した香月泰男「寒林」7,000千円について保管転換通知書が見当たらなかった。【指摘】</p>	<p>書類を検索し、保管転換通知書を確認した後、所定の場所に保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) 寄附採納した2件について書類と照合したところ、物品寄附採納承認通知書が見当たらなかった。【指摘】</p>	<p>書類を検索し、物品寄附採納承認通知書を確認した後、所定の場所に保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 寄託 (ア) 寄託を受けた場合、美術作品預り証を発行しているが、平成16年度の寄託作品25件のうち1件について、美術作品預り証に寄託を受けた日の記載がないものがある。【指摘】</p>	<p>受託時に調書、一時預かり証等の書類に日付を記載するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 美術作品預り証の控を入手していないケースがあるが、後日の証拠書類として控の保存が必要である。【指摘】</p>	<p>作品を預かる際には、預かり証の写しを保存するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 寄託を受けた作品の状況に関する書類を作成し、寄託者と受寄者が作品の状況について確認した旨の押印をし、後日、作品の状況に関して認識の相違が生じないように対処することが必要であると考えられる。【意見】</p>	<p>作品寄託の際に、作品の状況についての認識の相違が生じないように、作品状態確認調書に双方が押印することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 寄託に関しては保存や利用条件について、また経費負担については口頭で説明し、了解しているということであるが、受寄に関して契約書の作成を検討することが必要である。【意見】</p>	<p>平成17年度以降、原則として寄託者との協議により条件を確認の上、寄託契約書を作成するなど改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) 寄託品に関して保険が付保されていないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査するなど検討する必要がある。【意見】</p>	<p>他県の状況を調査したところ、保険をかけていた例はなかった。今後とも防災や危機管理に万全を期していくとともに、寄託者に対し、事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付す等の対策を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(カ) 寄託品について受寄時に評価をする必要があり、今後評価方法を</p>	<p>寄託作品については、作品収集審査会で評価し、寄託品の評価額を記載した調</p>	<p>措置済み</p>

<p>検討する必要がある。【意見】</p>	<p>書を作成することとした。</p>	
<p>(4) 美術品の活用度  保有する県有財産を有効に活用するという観点から、常設展での展示内容の工夫や他の美術館との連携を深めること、また、相互貸借の促進等を積極的に行うべきである。【意見】</p>	<p>常設展の展示内容について、年間を通じたテーマ性を持たせるなどの工夫を行うこととした。また、他館とのコレクション相互交換展示など、他の美術館との連携等を積極的に行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 美術品の管理  ア 美術品の点検は現物管理の観点から重要であり、数年間で一巡する形で循環的に実施するなどして効果的・効率的な点検の方法を定め、実施する必要がある。【指摘】</p>	<p>美術品の点検方法についての検討を行い、常設展示を4年程度で一巡する形で行い、効果的・効率的な活用と点検を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 1品200万円以上の指定物品に該当する場合、毎年の増減と現在高を示した「物品現在高報告」を本庁に行うことになっているが、実地棚卸を行っていないので、データの信頼性が確保されていない等の問題があり、このような点からも実地棚卸は必要である。【指摘】</p>	<p>実地棚卸を毎年実施し、作品の増減・現在高の現状を把握することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 収蔵庫の状況  収蔵庫の増改築は財源の関係もあり困難な状況であり、残りの若干のスペースの効率的使用を工夫し、対応する必要がある。【指摘】</p>	<p>収納スペースを有効に活用するため、新たに収納棚を設置した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 美術品以外の備品等の管理  ア 物品標示票の貼付がないものが1件あった。【指摘】</p>	<p>物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 貼付された物品標示票の番号と備品管理簿の番号が相違するものが2件あった。【指摘】</p>	<p>備品管理簿等の番号を物品標示票の番号に合わせ、物品標示票と備品管理簿の整合を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 現在壊れて使用不可能なイメージスキャナー1台、テレビ2台については、物品の不用の決議等により処分の手続が必要である。【指摘】</p>	<p>物品不用の決議を行い、廃棄した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ テレビモニター1台が1階作業室に使用されず放置されている。県有資産でないものが県の施設内に放置されていることは、管理責任のある県所有の備品との区別が曖昧になり、速やかに所有者に引き取りを依頼するなどの対応が必要である。【指摘】</p>	<p>寄附申出書を徴取し、備品として保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 図録の受払帳の残高数量は、販売用目的の図録のみ払出の記入をしており、図録には、他に永久保存用、寄贈用、保管用の目的のものが存在するが、その目的ごとの図録の払出の記入を行っていないので、一つの図録において、全部の動きを反映し</p>	<p>使用目的別に図録の残高数量が把握できるように、受払帳に使用目的を記入することとした。</p>	<p>措置済み</p>



<p>たものになっていなかった。【指摘】 カ 郵便切手・はがき出納簿において使用職員の受領印の押印洩れが散見されるが、物品規則に基づいて正しく運用する必要がある。【指摘】</p>	<p>物品規則に基づいて確実に受領印を押印するよう職員に徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 施設の利用状況 ア 遊休施設について (ア) 県立美術館の建物内になく、しかも駐車場設備がない状況では喫茶室としての利用は見込みがないと思われ、ボランティアの控室等への転用を図るなどの検討を要する。【指摘】</p>	<p>喫茶室の有効利用については、ボランティア室をはじめ様々な活用方法を検討し方向性を出すこととする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 窯業場は、現状、倉庫として利用しているが、上記の喫茶室を含めて遊休施設の活用方法について検討を要する。【指摘】</p>	<p>窯業場を含めた遊休施設の活用方法については、倉庫、会議スペース等施設に合った使用方法を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 講座室 年度別でみると、講座室の利用回数にはバラツキがあるが、幅広い美術鑑賞のなご一層の拡大、掘りおこしを図るといった目的を達成するためには、過年度の実施状況を分析し、開催の実施可能な回数を、講座の企画内容と併せて検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>講座の企画内容や実施可能回数など、講座室の利用促進策について検討を行い、美術関連行事への施設利用促進を図る。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(9) 長期滞納収入未済債権 喫茶室の使用料及び光熱水費の回収が進まない状況では、費用対効果の面を考慮し、法的手続により回収事務手続きを進めるかどうか検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>費用対効果の面を考慮して法的手続きは行わず回収に努めたが、平成19年1月に消滅時効が完成したため、会計規則に基づき不納欠損処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 人件費 臨時、日々雇用の時間外勤務について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」の記載を行う必要があるということであるが、香月泰男展における時間外勤務ではこれを作成していない。【指摘】</p>	<p>臨時・日々雇用の時間外勤務が発生したもののについて、時間外命令簿を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(11) 委託契約事務 ア 空調自動制御装置保守業務、機械設備等運転管理業務及び昇降機装置保守義務の契約について随意契約としている理由はそれぞれにあるが、競争入札を行うことができないかの再度の検討が望まれる。【指摘】</p>	<p>エレベータ保守点検業務について指名競争入札を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 過去5年間の推移をみると、予定価格に対し契約金額が100%となっている契約が多くあり、また、予定価格自体変化は少なく価格に硬直性がみられる。仮に業務内容から</p>	<p>予定価格の硬直性を招かないよう、参考見積を徴取し積算資料などの冊子を基に算出した予定価格若しくは前年度契約額と比較しながら適切な予定価格を算出することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>前年度と同一の業者と契約を行わざるを得ないとしても、予定価格の硬直性が契約金額の硬直性に繋がっているのではないかと考えられることから、まず適切な予定価格の積算が求められるところである。【指摘】</p>		
<p>(12) 営繕工事事務 電気室高圧電源連結盤改修工事は工事金額が250万円を超えており、本契約は令第167条の2第1項第1号及び会計規則第165条の2の定めに従っていないものである。【指摘】</p>	<p>会計規則等に基づき、工事金額に応じた適正な契約事務処理を行うよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(13) 美術品管理システム ア 美術品管理システムは、データ未整備のため、美術品の入出庫管理及び利用履歴の機能は指定物品に利用されているだけで、作家管理機能はまったく利用されていないという状況であり、十分利用されていない。【指摘】</p>	<p>システムの有効利用の検討を行い、改善を図ることとする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 今後の導入に際しては、未利用作品の一覧の検索機能等が可能となるようにソフトを整備し、ユーザ受入テストの記録を残して、所定の責任者の承認を得る必要がある。【指摘】</p>	<p>未利用作品の一覧の検索機能等が可能となるようにソフトの整備を進めることとし、導入に際しては、受入テスト等の記録について責任者の承認をとるよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 美術品管理システムの導入効果を定性的・定量的に示したものがなく、導入目的の達成度が検証できず、目的達成に向けてのコントロールがされていない。【指摘】</p>	<p>システム導入の効果について分析を行い、導入目的の達成度の検証を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ アクセス管理はID、パスワードでなされているが、サーバは鍵つきの部屋に保管されておらず、また、バックアップ用のテープの保管も管理方針に沿ってなされていない。【指摘】</p>	<p>サーバーラックを設置し、適正に保存できる環境を整備した。テープの保管については、鍵をかけてラックに保管するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ システム導入スケジュールには、システムを設計し、構築後、本稼動に入る前には、単体テスト及び運用テストが行われることになっているが、テストにおいてどういう不具合が検出され、どう対応したかの記録文書がなく、責任者によるテスト結果の承認を示した文書もない。【指摘】</p>	<p>今後、修正等が発生した都度、テスト結果の承認や報告書等の書類を整えるよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(14) 光熱水費の使用状況 使用量の推移には注意し、異常性をより早く発見することが経費の無駄を発生させないために必要である。【指摘】</p>	<p>無駄な水道の使用をなくすため、前月や対前年同月の使用状況との比較するなどして、使用量を把握することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(15) 県立美術館の管理運営のあり方</p>	<p>平成18年度は本県ゆかり画家・雪舟をテーマにした「雪舟への旅展」を開催し、10万人を超える入館者を数えた。今後も、郷土色豊かな美術館として、本県ゆかりの作家を積極的に取り上げ、全国に向けて情報発信できるような魅力ある展覧会を開催していく。</p>	措置済み
<p>ア 常設展及び自主企画展の入館者数は、平成16年度は周防国分寺展の開催により増加したものの、長期低落傾向にあり、本県の特徴を発揮する郷土色豊かな美術館としての役割を十分に果たしているといえるか、検討の余地がある。【意見】</p> <p>イ 県立美術館の公共性に鑑みて、県民のニーズと県立美術館の基本方針の整合性について検討の必要があると思われる。【意見】</p>	<p>県民のニーズを把握した上で、美術館の基本方針との整合性について検討を行う。</p>	改善途中
<p>ウ 平成15年6月の法改正により可能となった、管理の効率化とサービスの質の向上を目的とした、指定管理者制度の導入の可能性を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年度、平成19年度で、他県の事例・状況の調査を行い指定管理者制度導入の有効性などを検討し、方向性を出すこととする。</p>	改善途中
<p>エ 施設整備等、県立美術館のあり方を検討する際には、平成16年4月公表の山口市の街づくり構想の観点を踏まえる必要があることは、県立山口博物館と同様である。【意見】</p>	<p>美術館のあり方を検討する際には、山口市の街づくり構想の観点を踏まえることとする。</p>	改善途中
<p>(16) 各施設に関連する意見</p>		
<p>ア 定型的委託業務のコスト削減に関して</p> <p>現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。【意見】</p>	<p>望ましい管理運営のあり方について検討する中で、業務内容ごとに合同契約の可否についての検討を行うこととした。</p>	改善途中
<p>イ 管理運営のあり方の県民への説明責任</p> <p>各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>他県の事例を調査するなど、望ましい管理運営のあり方について検討し、最良の管理運営方式について県民へ説明できるよう努める。</p>	改善途中
<p>5 山口県立萩美術館・浦上記念館</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(1) 利用状況等</p>		
<p>ア 来館者数が開館当初の平成8年度、9年度当たりと比較すると3分の1程度に減少しており、しかも人口6万人弱の萩市に設置されていることか</p>	<p>報道機関、各種週刊誌、月刊誌、旅行情報誌へ当館所蔵作品の掲載協力や広報誌等を活用した情報提供を行い、広域的な広報活動を行うこととした。</p>	措置済み

<p>ら、基本的には広域を対象とした戦略のもとに、県立萩美術館・浦上記念館を運営する必要がある。【意見】</p>	<p>展覧会担当を中心に各教育委員会、学校への訪問を行い、美術館の利用促進の働きかけを行った結果、平成18年度の小・中学生及び及び高校生の入館者数は前年に比べて増加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 平成16年度の小・中学生及び高校生の入館者数の割合は7.5%に低下しており、専任か兼務は別として担当者を配置するなどして学校連携を強化する必要がある。【意見】</p>	<p>ホームページのアクセス件数（月別、総数）を把握できるようなシステムを修正し、利用者ニーズの分析を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ ホームページへのアクセスの件数を少なくとも年度ごとには把握し、利用者の関心の程度を見極めて対応する必要がある。【意見】</p>	<p>美術館開設時から設置している専門家による「顧問会議」を開催し、美術館の運営等について協議を実施した。今後とも、「顧問会議」の意見やアンケートの集計結果を参考に魅力ある展覧会を企画し、入館者の増加を図る。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 展覧会の内容については予算の制約もあるが、アンケート結果の分析結果や利用者のニーズを反映した魅力のある展覧会が開催されれば、入館者の増加に結びつくものと考えられるので、展覧会の内容を考える委員会の設置等を検討すべきと思われる。【意見】</p>	<p>萩城下町着物めぐり得々パスポートや着物ウィークIN萩など、萩市観光協会等が主催する観光行事に積極的に参加するとともに、萩市や萩市観光協会と一体となって、展覧会チラシの観光施設への配置や旅行会社への働きかけを強化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 萩市及び観光協会等と一体となって、地域の振興及び活性化のための協力をし、連携を深める中で、県立萩美術館・浦上記念館を萩の観光コースへ組み込むことなどの提案をし、実現させることなどが観光客の県立萩美術館・浦上記念館への入館者増加対策として必要である。【意見】</p>	<p>展覧会の収支改善に向け、観覧料の見直しや入館者増加策について、検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(2) 共催展の収支決算</p>	<p>展覧会の収支改善に向け、観覧料の見直しや入館者増加策について、検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>平成16年度の共催展は、いずれも当初の出資金額の回収はできていない。したがって、展覧会における収支の改善、特に有料入館者の増加の方策を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>招待券を配布する際の受払帳への記載を職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 入館料</p>	<p>招待券の配付先を受払帳に記載するよう職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ア 招待券の受払帳への記載が行われていない部署がある。【指摘】</p>	<p>平成18年4月1日に、招待券の配付対象について「招待券配布基準」を策定し、その配付基準に基づき配付を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 招待券の受払帳には配布した館の担当者の記載はあるが、配布先の記載がないため、配布の実態がわからない。【指摘】</p>	<p>平成18年3月31日付けで、行政財産の</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 招待券の配布対象の基準については、考え方は示されてはいるが、館としての正式な承認手続を経た基準として定められておらず、配布対象の基準を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>(4) 売店の業務</p>	<p>措置済み</p>
<p>A社に対して、販売場所を提供して</p>	<p>平成18年3月31日付けで、行政財産の</p>	<p>措置済み</p>

<p>いるという見地に立つならば、行政財産の使用許可が必要であり、受託販売を行っているという見地に立てば受託販売契約書の締結、販売手数料の取扱いについての方針及び承認手続きの検討が必要である。【指摘】</p>	<p>使用を許可し、使用料及び実費の徴収を行った。</p>	
<p>(5) 美術品の受入</p>	<p>業者から提示価格の証憑書類を提出させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ア 購入、寄贈</p>		
<p>(7) 美術品の購入は、業者提示価格で行っているが、提示価格は口頭であり、書類に提示価格が示されたものはない。業者提示価格の事実を明らかにするために、業者から提示価格の証憑書類を入手する必要がある。【指摘】</p>		
<p>(イ) 業者提示価格との比較が審査会の評価の平均ということで運用している点について経済性の観点からは、最低評価額の評価過程を審査会で吟味した上で、合理的であれば購入業者の提示価格と比較するという点を検討してもよいのではないかと考える。【指摘】</p>	<p>購入作品の評価に当たっては、各審査員の評価額の平均ではなく、最低価格を適正価格とし、購入業者の提示価格と比較することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 寄贈者から美術品の評価額が提示されているが、評価額を示す資料は残されていない。寄贈品の評価額は、貸出の際の保険料算定、また、類似美術品の購入価格の検討にも影響があるので、評価額の評価資料を残しておく必要がある。【指摘】</p>	<p>収集審査会において、全ての寄贈品の評価を行い、この評価調書の評価資料として保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 寄託</p>	<p>美術作品の寄託があった場合は、作品を預かった日を預り日として預り証に記載するよう職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 寄託品の預り証の発行が後になる場合があり、美術作品の預り日が先行していたケースがある。後日、預り日について問題が発生しないように、あくまで美術作品を預った日を預り日として預り証に記載すべきである。【指摘】</p>		
<p>(イ) 美術品預り証には、預った時の作品の状態についての記述がないが、寄託者と美術品の状態について確認した旨の記載、及び双方の確認印を押印し、後日、返還時に作品の状態について認識の相違が生じないようにするべきである。</p>	<p>作品の保存状態を記載した調書に双方の確認印を押し、預かり証に添付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>	<p>他県の状況を調査したところ、保険をかけていた例はなかった。今後とも防災や危機管理に万全を期していくとともに</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 寄託品に関して、保険の付保はされていないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリ</p>		

<p>スクへの対応が十分か、他県の状況等を調査するなどして、検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>に、寄託者に対し、事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付す等の対策を検討していく。</p>	
<p>(エ) 寄託品について、受寄時に評価していないが、受寄時で評価する必要があり、評価方法を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成18年度の審査会において全ての寄託品の評価を実施した。今後はその都度収集審査会で評価を行うこととした。</p>	措置済み
<p>(6) 美術品の活用度</p>		
<p>ア 作品について、貸出した時の作品の現状について借用書または別紙調書に貸出する方、受ける方双方が確認した旨の記載及び押印をすることにし、返還時に作品の現状について認識の相違トラブルが生じないようにすべきである。【指摘】</p>	<p>作品の保存状態を記載した調書を作成し、双方の確認印を押し、預かり証に添付することとした。</p>	措置済み
<p>イ 貸付決議書の決裁年月日、物品貸付契約締結伺書の決裁年月日、払出通知年月日、払出年月日等の記載洩れがあるが、美術作品の状況に問題が生じた時には払出年月日等の日付が重要な意味を持つことがあり、記入洩れには注意を要する。【指摘】</p>	<p>記入漏れがないよう周知徹底した。</p>	措置済み
<p>ウ 展示や貸出に開館以来1度も利用されることがない美術品があるということは、当初寄贈を受けた時の受入の判断は正しかったのかという問題が生じることにもなりかねず、活用する方策を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>未利用収蔵品の活用を検討し、平成19年度に「明治の浮世絵」展(12/15～3/2)を開催することとした。他の未利用収蔵品については、今後テーマを設定し、活用を図る。</p>	措置済み
<p>エ 収蔵品の回転数について県立美術館と比較してやや低めであり、しかも最近さらに低くなっており、県有財産の効率的活用を図るための方法について検討が必要である。【指摘】</p>	<p>未利用作品を効果的に活用するため、データの収集を図り、展示の構成を多様化してより多くの作品を展示できるよう工夫することとした。</p>	措置済み
<p>(7) 美術品の現物管理</p>		
<p>ア 収蔵品の点検</p>		
<p>(ア) 実地棚卸資料は、実施日の日付がないこと、また、所定の責任者の決裁がなされていないことの不備がある。【指摘】</p>	<p>実施日を記載するとともに責任者の決裁を得ることとした。</p>	措置済み
<p>(イ) 美術品の実地棚卸は、学芸員以外の者を受入れして一斉に行うことは問題があり、実施方法等については、数年間で一巡する形で棚卸を行う等、実地棚卸の方針や規程を定める必要がある。【意見】</p>	<p>棚卸し表を作成し、平成18年度から3年で一巡するよう学芸員が分担し棚卸しを実施することとした。</p>	措置済み
<p>イ 美術品の品質管理</p>		
<p>磨耗した美術品で研究資料としての価値があるものは、展示や貸出の利用を前提とした備品管理簿とは別</p>	<p>研究資料用の管理台帳を整備するため、平成18～19年度で研究資料となる作品の選定を行うこととした。</p>	改善途中

<p>に、研究資料用の管理台帳を設けて管理するのが望ましいと考える。</p>		
<p><b>【意見】</b></p>		
<p>ウ 美術品管理システム</p>		
<p>(ア) 美術情報システムには、収蔵する陶磁器及び浮世絵管理データ並びに研究支援データの登録、更新、削除、検索機能が備わっているが、データ入力されていないため、備品台帳として利用されていない。</p>	<p>平成18年度までの収蔵作品についてデータ入力を完了した。このデータにより、備品台帳を作成している。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘】</b></p>		
<p>(イ) 一般利用者への情報提供機能や浮世絵作家等の作家管理機能が備わっているが、データ未入力のため利用されていない。<b>【指摘】</b></p>	<p>全ての収蔵作品についてホームページへ必要データを入力し、一般利用者への情報提供を充実した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 業務管理の効率性を高めるために、収蔵品の残高、受入、払出のデータ及び収蔵品の作家管理データを入力し、美術品管理システムを活用する必要がある。<b>【意見】</b></p>	<p>平成18年度に収蔵品の受入、払出などのデータや作家管理のデータを入力し、美術品管理システムの活用を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 美術品管理システムの活用的前提として、不正アクセスやデータの保存等、セキュリティに関する運営方針・規則を定めること、また、単体テスト及び運用テスト結果の記録文書の保存、その承認ルール等を作成する必要がある。</p>	<p>部外者からの不正アクセスの防止等セキュリティの確保のため、館内のローカル・エリア・ネットワーク（LAN）にとどめることとし、職員に対しては、IDとパスワードの管理を徹底するよう指導した。なお、一般に公開すべきデータは、当館のホームページで提供することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【意見】</b></p>		
<p>(8) 美術品以外の備品</p>		
<p>パソコンの周辺機器であるRGBインターフェースは、故障したまま放置されており使用不能である。物品規則に基づく手続きが必要である。<b>【指摘】</b></p>	<p>平成19年3月に物品規則に基づき、廃棄処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 人件費</p>		
<p>時間外勤務・休日勤務命令簿」の記載について、従業務内容欄が「総務用務」「学芸用務」との記載となっている。具体的にどのような業務に従事したか明確に分かるように記載することが必要である。<b>【指摘】</b></p>	<p>平成18年度から契約資料作成、作品展示替えなど具体的内容を記載している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 委託契約事務</p>		
<p>ア 出資の会計処理について、当初の出資及び追加出資ともに委託料（業務委託）として取り扱っている。これに対し、出資の払い戻しの場合には、雑入で処理を行う。取引の内容からすれば、出資は委託料ではなく展覧会費等、また、出資の払い戻しは、雑入ではなく展覧会収入等の科目を用いることがより実態を表して</p>	<p>実態を反映した科目設定の可否について、今後検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>

<p>いと考えられる。【指摘】</p> <p>イ 指名競争入札にすることでコストの削減が大きく図られることが分かる。随意契約はできるだけ避け、競争入札とすることが重要である。</p> <p>【指摘】</p>	<p>平成19年度の警備業務について、競争入札を実施した。随意契約の場合は複数の業者から参考見積を取って比較を行うなどの経費削減に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(11) 光熱水費の使用状況</p> <p>前年度以前の使用量と絶えず比較を行い、異常性を早期に発見し、原因把握に努め、対応することで無駄な水道の使用量を防止すること。【指摘】</p>	<p>無駄な水道の使用をなくすため、前月や対前年同月の使用状況との比較するなどして、使用量を把握することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(12) 県立萩美術館・浦上記念館の運営コスト</p> <p>入館者数が開館当初と比較して減少し、建物の年間の減価償却費や支払利息等の固定費が大きいことから、財政の有効性、効率性は低下しており、事業年度の県負担の運営コストを分析し、次年度の目標に反映させるなど、コスト面はもとより館の事業全体について事業評価を実施し、改善点を明確にし、効率的な運営を目指す必要がある。【指摘】</p>	<p>運営コストの分析や館の事業全体について事業評価を行い、効率的な運営を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(13) 県立萩美術館・浦上記念館の管理運営のあり方</p> <p>管理運営のあり方については、固定費の負担が大きいことから効率的な運営を目指す必要があることを踏まえて、指定管理者制度導入の可能性を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>今後、他県の事例・状況の調査を行い指定管理者制度導入の有効性などを検討し、方向性を出すこととする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(14) 各施設に関連する意見</p> <p>各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>他県の事例を調査するなど、望ましい管理運営のあり方について検討し、最良の管理運営方式について県民へ説明できるよう努める。</p>	<p>改善途中</p>



## 平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### (そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
公営企業（企業局）の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>1 電気事業について</b></p> <p>(2) 経済性原理の観点からの検討</p> <p>イ 総括原価については、少しでも引き下げて消費者電気料金を低廉化する努力が必要である。【意見】</p> <p>(4) 発電所別の損益について</p> <p>ア 佐波川及び木屋川の2発電所については、営業収入に対する人件費率が極めて高いので、経費節減などの経営努力が必要である。【意見】</p> <p>イ 各発電所とも遠隔操作方式に切り替えるなど、人件費を削減してきているが、外部委託、工業用水道事業部署との兼務などさらに大幅な改善が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>より効率的な体制づくりと更なるコスト削減を図るため、平成19年4月に発電所業務を4事業所から2事業所に統合集中するとともに、東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託を本格実施した。</p> <p>より効率的な体制づくりと更なるコスト削減を図るため、平成19年4月に佐波川発電所を東部発電事務所に統合。また、木屋川発電所と新阿武川発電所を統合し、西部利水事務所とした。</p> <p>より効率的な体制づくりと更なるコスト削減を図るため、平成19年4月に発電所業務を4事業所から2事業所に統合集中するとともに、東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託を本格実施した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p><b>2 工業用水道事業について</b></p> <p>(2) 小瀬川第2期工業用水道について</p> <p>エ 平成13年度以降についても、引き続き需要の開拓、健全化協力金による料金の適正化等に努めることにより、不良債務が生じることなく、経営の健全化が図られる見込みであるが、小瀬川第2期の稼動分を含めた15事業全体として経営の基盤づくりが必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>平成15年度に、15事業全体による経営の基盤づくりを目指した新経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき、小瀬川第2期の稼動分に係る資金不足について、平成18年度からは、電気事業からの借入は行わず、15事業全体での資金融通により利息負担の軽減を図った。</p>	<p>措置済み</p>

### (そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>2 財団法人やまぐち森と緑の公社</b>  (現「財団法人やまぐち農林振興公社」)</p> <p>(1) 一般会計（造林会計）</p> <p>ア 計算書類の作成にあたり、公社の財政状態及び経営成績を明らかにするという観点からの会計基準の見直しが必要である。なお、公社の財務規程が、準拠している現行の公益法人会計基準については、現在、国において見直しが行われているので、それとの整合性にも十分留意する必要がある。【意見】</p> <p>イ 既往造林地は今後とも適切な管理を行っていく必要があり、公益的機能発揮に向けた役割について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>会計基準の見直しについては、全国の森林整備法人に共通する課題であることから、国において、公益法人会計基準の見直しが行われていたが、平成16年10月公益法人会計基準の改正が行われ、平成18年3月に適用に当たっての留意点が示されたことから、平成18年度より改正後の基準で会計処理を行っている。</p> <p>新たな公益的機能の発揮という観点から、県民の林業体験の場として、ボランティア団体や高校生等を対象とした体験事業（間伐・枝打ち等）を実施している。今後も体験事業の回数や一回当たり参加者数を増やす等、より多くの県民が参加できるよう努める。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>3 財団法人山口県私学退職金財団</b></p> <p>(3) 意見 今後の課題</p> <p>エ 寄附行為では負担金または特別負担金を3カ月以上滞納すると資格を喪失するとなっているが、実際には弾力的に扱われており、その条件を緩和することを将来的に検討したらどうか。【意見】</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p> <p>平成18年度において、寄附行為の該当条文を、「3箇月以上滞納」から「6箇月以上滞納」に改正した。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### (そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理  
 精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>2 精神病院事業会計について</b>                      (現「こころの医療センター事業会計」)</p> <p>(1) 監査結果のうち重要と考える指摘事項</p> <p>ア 病院の建替に当たり、収支計画が発表されていないことは問題がある。</p> <p>建替えにより病床数が減少すること、支払利息及び減価償却費負担が重くのしかかってくること、さらに退職給与引当金を定期的に計上すれば収支が大幅に悪化するか、一般会計負担金が大幅に増加することが十分考えられる。</p> <p>建設後の県の財政負担が今後どうなるのかわからない。【指摘】</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ク 薬品のより効率的な在庫管理のためにコンピュータの利用を検討すべきである。【意見】</p> <p>タ 給食事業損益について、診療報酬に上限がある以上、県立中央病院と同様にコストダウンを図る方策を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成19年3月に平成19年度から23年度までの5年間の収支計画を策定し、公表した。</p> <p>平成18年度に医薬品の発注・入在庫データの管理が可能な医薬品在庫管理システムを導入し、より効率的な在庫管理を行うこととした。</p> <p>平成19年度に給食管理システムを導入し、献立作成や食材調達の合理化に努めることにより、コストダウンを図ることとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

### (そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>2 項目別監査結果</b></p> <p>(1) 山口県立大学の山口県における役割について</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p>	

<p>効率性の観点から大学運営をコントロールし、評価し、その結果を県民に説明する責任を果たすためには、大学の理念・長期目的を反映した具体的な数値目標を含んだ中長期的な計画の作成が不可欠といえる。【意見】</p>	<p>地方独立行政法人に作成・公表が義務付けられている中期計画において、各種国家資格試験の合格率など、教育の成果に関する到達目標を中心に、可能な限り数値目標や目標時期を設定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>3 意見</b>  (1) 収支予測、投資額の計画を数値化して県民に公表する必要がある。そうしないと計画の達成状況が判定できないし、行政責任が果たされたかを数値として検討ができない。【意見】</p>	<p>地方独立行政法人に作成・公表が義務付けられている中期計画において、平成18年度から平成23年度までの6年間に係る予算、収支計画、資金計画を提示した。</p>	<p>措置済み</p>

(その 3)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財務的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>1 財団法人山口県教育財団</b>  (現「財団法人山口県人づくり財団」)  (1) 重要な指摘事項  エ 安全対策について  古い施設は安全対策がなされていないため、耐震構造も含めて検討することが必要。一部施設は早急に対策を立てる必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>外壁落下の危険性のある施設については、外壁改修工事を行い、安全対策を実施した。</p> <p>耐震化工事については、耐震改修の年次計画を作成した。今後、施設の管理運営を委託している指定管理者とも協議しながら、計画的に整備することとした。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
一般会計の補助金の財務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p><b>1 総括事項</b></p> <p>山口県の場合、補助金全体を総括するような規則・条例が制定されていない。</p> <p>国の補助がらみの法律補助については当然、補助金適正化法が適用されることになる。</p> <p>一方、地方自治法第232条の2に規定されている補助理由と補助金適正化法の表現は、異なっている。</p> <p>県の補助はいずれの法律趣旨も取り入れていると考えられるが、ほとんどの補助金がいきなり要綱等により実施されている。これらの解釈指針あるいは実務指針として、また補助金要綱を総括する規定として他県では制定されている補助金条例を制定した方がよいと考える。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 総合政策部財政課)</p> <p>県の補助金等の交付に関する基本的事項を定め、県全体としての統一的な判断基準を明らかにすることにより、補助金等の執行を一層適正化するとともに、補助効果の確実な確保を図るため、「山口県補助金等交付規則」を制定（平成18年12月5日公布）し、平成19年4月1日から施行した。</p>	措置済み
<p><b>2 個別事項</b></p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金</p> <p>ア 私立学校運営費補助事業</p> <p>(エ) 現在の配分基準では、教職員人件費が高いか否かで補助金に影響があることから、不当に高額な人件費の有無の検討が必要となる。</p> <p>【指摘】</p> <p>(オ) 教職員と役員との兼務の場合の役員報酬との按分の妥当性について検討する必要がある。【指摘】</p> <p>(セ) 運営経費のほとんどが人件費に充当され教育研究経費など本来必要と考えられる経費が捻出されないような学校にこのまま補助を継続していくことについて、公平性の観点からは問題であると考えられる。教職員割については、運営費</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p> <p>平成18年度において、配分基準の見直しを行い、配分基準の教職員割について、実人件費の多寡にかかわらず、学校規模（生徒数や専門学科の設置等）に見合う標準的な教職員数に基づき補助金を配分する方法を取り入れることとした。</p> <p>上記(エ)の方法を取り入れたことにより、実人件費の額は補助金額の算定に用いないこととなったため、給与と役員報酬とを按分する作業は不要となり、その妥当性の検討の必要はなくなった。</p> <p>教職員割に上記(エ)の方法を取り入れたことにより、運営経費のうち人件費の占める割合が高い学校についても、他の学校と同等に、生徒数を主とする学校規模に基づき補助金額を算定することとした。</p> <p>これは、幼稚園の配分基準に係る教職</p>	措置済み  措置済み  措置済み

<p>補助金の配分基準を生徒1人当たりで同額とする等検討する必要がある。</p>	<p>員割についても同様である。</p>	
<p>また、人件費割合が異常に高い幼稚園についても、教育研究経費が捻出されないという問題がある。【意見】</p>		
<p>(7) 現在の配分基準では、個々の学校の経営状況や財政状態を反映した指標が採用されておらず、生徒の確保や経費削減に努力した学校が必ずしも報われるとは言えない。県は、文部科学省の私立大学への補助制度の動きに注目して私学補助を検討していただきたい。【意見】</p>	<p>教職員割に上記(エ)の方法を取り入れ、補助金の額は基本的には生徒数の増減に連動することとした。これにより、実際の教職員数にかかわらず、その学校の規模に応じた標準的な教職員数に見合う補助金が交付されることになった。各学校においては、生徒数の確保に対する取組意欲が高まるとともに、教職員数等の適正規模を考慮した経営改善がさらに進められ、その結果、私学独自の特色ある教育を展開していくための一つの条件整備ができるものと考えている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 観光交流課が所管する補助金</p>		
<p>② 観光交流課が所管する補助金</p>		
<p>ア 国際経済交流促進事業</p> <p>(7) 補助金交付要綱に、運営費補助金の補助対象経費及び補助率を具体的に定める必要がある。また、補助対象とする費目も要綱において明らかにし公明性を高める必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 地域振興部国際課)</p> <p>平成19年4月に要綱の改正並びに当該要綱に基づく通知を行い、補助対象経費、補助率及び補助対象費目を明示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 会費は本来その団体を運営するために基本的に必要な費用として徴収されているはずであるから、まず事業のために充当されるべきであり、その上で補助金は補助対象事業に公益性があるから交付されるのであり、収支差額が発生した場合は、当然補助金は返還すべきである。もともと、補助対象経費を明らかにされていないところに問題がある。【指摘】</p>	<p>同上。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 物産振興対策事業</p> <p>(7) 制度が既得権化しているのではないか。【指摘】</p>	<p>(主務課 地域振興部観光交流課)</p> <p>補助要綱を改正（平成19年4月1日施行）し、補助対象事業を特定して、事業実績に応じて補助する仕組みを明確化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 補助率の定めがない。【指摘】</p>	<p>補助要綱を改正（平成19年4月1日施行）し、補助率を明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 経営金融課が所管する補助金</p>	<p>(主務課 商工労働部経営金融課)</p>	
<p>ア 小規模事業経営支援事業</p> <p>(7) 記帳専任職員1人当たりの指導</p>	<p>記帳指導の指導責任数は、最小限必要</p>	<p>措置済み</p>

<p>責任数は153回以上と定められているが、1人当たりの指導延回数 の商工会等の全平均は583回であり、責任数と著しく乖離している。 記帳専任職員の1人当たりの指導延べ回数が全平均から見て極端に 少ない団体では、不効率な人員配置がされていると言えるため、「運 用」上の責任数の見直しが必要であると考える。【指摘】</p>	<p>な回数として示しているものであり、この見直しを行うよりも、より充実した記帳指導を実施するよう徹底する。具体的には、事業者に対する入念な指導計画を立て、記帳実務の習得に向けた計画的な取組を行うよう平成17年度以降の当該補助金実績検収等において指導をしている。 また、効率的な人員配置を行う上からも、合併による支援体制整備を促進する。</p>	
<p>イ 商工会・商工会議所広域支援体制整備促進事業</p> <p>(ウ) 補助目的として設定した有効性水準の達成に向けてコントロールすべきであるが、「要綱」、「実施方針」にも、目標とすべき有効性水準が具体化されていない。 【指摘】</p>	<p>商工会、商工会議所の広域支援体制整備を着実に進めていくための基本計画として「商工会・商工会議所合併等推進マスタープラン」を平成19年3月に策定した。この中で、組織再編の方向性や具体的な行動目標を示しており、今後、この目標達成に向けて、有効な補助金支出に努めていく。</p>	措置済み
<p>(エ) ほとんどの商工会において広域連携が実施され、平成16年度には2グループ8団体が合併協議に入り、平成17年度には、うち4商工会合併予定になっている。 一方、商工会議所については、平成14年4月1日に合併した山口、小郡商工会議所以外、合併協議の段階にあるものはない。 市町村合併は一段落していることから、今後の広域支援体制のあり方を検討する必要がある。 【指摘】</p>	<p>商工会、商工会議所の広域支援体制整備を着実に進めていくための基本計画として「商工会・商工会議所合併等推進マスタープラン」を平成19年3月に策定した。</p>	措置済み
<p>セ 貸付管理費</p> <p>(ウ) 財団の設備資金貸付等事業会計の受取利息については、県の無利息資金を扱うことで発生しているものであり、補助金と相殺して精算すべきである。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、補助金の算定において、受取利息相当額を控除することとした。</p>	措置済み
<p>(9) 厚政課が所管する補助金</p> <p>① 厚政課が所管する補助金</p> <p>キ 母子家庭医療費助成事業</p> <p>(ウ) 地方自治法施行令第143条第1項第4号「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p> <p>平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。</p>	措置済み



<p>は5月末に提出を受けている。 【指摘】 (エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続が事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。【指摘】</p>	<p>平成19年3月に重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療の補助金交付要綱を廃止し、新たに3事業を統合した補助金交付要綱を制定（平成19年4月施行）し、手続きの統合化を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 乳幼児医療費助成事業 (ウ) 地方自治法施行令第143条第1項第4号「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は5月末に提出を受けている。 【指摘】</p>	<p>平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続が事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。【指摘】</p>	<p>平成19年3月に重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療の補助金交付要綱を廃止し、新たに3事業を統合した補助金交付要綱を制定（平成19年4月施行）し、手続きの統合化を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ケ 福祉医療費助成事業 (ア) 当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、医療費という特殊性もあり、国や他県における補助金の交付事務と同様に翌年度に実績報告書の提出を受けて処理を行っており、法律上の規定と交付事務の整合性について検討が必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>② 医療保険課が所管する補助金 ウ 国保被保険者負担軽減対策費助成金 交付要綱第4条には、申請書等を「知事が定める期日までに提出しなければならない。」と定められているが、具体的な期日の定めがない。【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医療保険課)  平成18年7月10日に要綱を改正し、助成金の交付申請期日を2月15日と具体的に規定した。</p>	<p>措置済み</p>